

調布市社会福祉協議会の基本方針

令和 7 年度は、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となり、国民の 5 人に 1 人が後期高齢者となります。これにより、さまざまな社会課題が想定されることから「2025 年問題」と言われています。一方で、合計特殊出生率は毎年過去最低を記録し、少子高齢化の進行による社会の担い手不足も顕著となっており、地域共生社会をいかに推進していくかは、非常に重要なテーマとなっています。

そのような中、すべての社協の運営指針となる「社会福祉協議会基本要項」が 33 年ぶりに改定されました。「住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、『ともに生きる豊かな地域社会』を創造する」という使命の下、調布社協においても、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりをめざして」、各セクションが横断的に連携しながら取組を進めています。

また、地域ニーズを的確に把握し、包括的に支援する「重層的支援体制整備事業」の一層の推進を図るため、調布市内の福祉 8 圏域をコーディネートする地域福祉コーディネーター及び地域支え合い推進員が所属する課を新設し、統括職員を配置するなどの組織改編を行い、体制を整えました。

そして令和 7 年度は、「聴覚障がい者のオリンピック」とも称される「東京 2025 デフリンピック大会」が、日本で初めて開催される年でもあります。調布市も競技会場の一つとなるにあたり、障がい理解が地域にさらに深まる機会となるような取組を積極的に進めます。

あわせて、令和 9 年秋ごろを予定する総合福祉センターの移転に向けては、新しい地域共生社会の拠点としてより質の高い福祉サービスが提供でき、バリアフリーが充実した利便性の高い施設となるよう、調布市と緊密に連携しながら協議・調整を重ねてまいります。

さらに、全国各地で頻発している地震や風水害などの災害の発生に備え、要配慮者への支援や避難所対応なども見据えながら、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して、市民一人ひとりが支え合い、互いを尊重しながら、いきいきと暮らし続けられる福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

第1部 法人の運営と地域福祉活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

令和7年度は、いよいよ聴覚障がい者のオリンピックとも称される東京2025デフリンピック大会が、日本国内で初めて開催されます。調布市内でもバドミントン競技が予定されており、これをきっかけに手話の普及だけではなく障がい理解が地域にも広がっていくことが期待されています。

社会福祉の取組はかつて、障がい者、高齢者、児童、公的扶助等、対象者の属性ごとにそれぞれアプローチする形で進められてきました。しかし昨今では、生きづらさを抱える人々の背景にある課題が見えにくく、従来のアプローチでは解決できない困難ケースが確実に増えてきています。8050問題やダブルケアなど、福祉ニーズが年々多様化、複雑化する中で、包括的に相談を受け止め、各機関が連携を図り解決を目指す相談支援、社会とのつながりづくりに向けた参加支援、住民同士の交流の場や居場所など地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を中心に、「支え手」「受け手」の関係、あらゆる世代や属性を超えて誰もがつながり、誰もが地域で役割を持てる「地域共生社会」の充実を目指すことが、地域福祉推進における重要なミッションになっています。

また調布市が京王多摩川に整備を進める新しい総合福祉センターは、令和9年度秋ごろの開業を予定していますが、このセンターが調布市における新たな共生社会づくりの拠点として、ハード・ソフトの両面においてより充実したものとなるように現在も調整が進められています。

第2 基本方針

第6次調布市地域福祉活動計画2年目となる令和7年度は、地域支援や子ども若者支援における職員体制の拡充により、重層的支援体制整備事業の機能充実を含めて、さらに計画推進をしていきます。

様々な福祉ニーズを抱えながらも、誰もが自分らしくいきいきと生活できる地域にしていくには、世代や障がいの有無のほか、立場を超えた住民相互の理解の促進や自然とつながりが生まれる場づくりが欠かせません。

地域共生社会づくりをさらに推し進めるため、令和7年度は相談支援体制を強化するほか、新たな社会資源創出のための仕組みづくりや障がい理解の促進に視点を置いた事業展開、権利擁護支援の充実に具体的に取り組めます。また、令和9年度の総合福祉センター移転に向けた計画づくりを進めてまいります。

第3 重点項目

1 地域共生社会に向けた支援体制の充実

複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制をより一層充実するため、8つの福祉圏域すべてに配置された地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）及び地域支え合い推進員を統括する人材を専任で配置します。こうした取組により、重層的支援体制整備事業の全体調整や、全市的な地域生活課題の解決に向けた取組の推進を図ります。法人内においては、マネジメント機能及びスーパーバイズ機能が充実することにより、地域福祉コーディネーター及び地域支え合い推進員の支援力の向上と連携強化が期待されます。

また、福祉領域外も含めた関係機関、地縁組織、ボランティア・NPO、企業・商店、行政等多様な主体と連携し、生きづらさを抱える人たちの社会参加を促進する地域づくりに取り組みます。

加えて、2年目となる第6次調布市地域福祉活動計画のさらなる推進を図るため、法人への寄付金等を活用した新たな社会資源創出の仕組みを整備します。

2 子ども・若者総合支援事業の相談機能の充実

ひきこもりや不登校等の生きづらさを抱えた当事者及びその家族からの相談は年々増加の一途をたどり、その内容も複合化・複雑化していることから当事者に寄り添った伴走型支援が求められています。子ども・若者総合相談支援事業は令和7年度から相談体制を拡充し、職員1人増員によりアウトリーチの強化だけでなく相談窓口を広げることで、多岐にわたる潜在的なニーズに対応していきます。その他、学習支援や居場所においても個別に対応できるよう、利用者に寄り添い、個々の特性に応じたきめの細やかな支援を進めていきます。また、ライフサポートや地域福祉コーディネーター等、組織内外の関係機関と連携して調布社協の特性を生かした社会参加支援につなげていきます。

3 障がいや疾病のある方並びに家族の地域生活支援と地域への働きかけ

障がいや疾病があっても、地域で安心してその人らしく暮らし続けられるよう、生活の全体像や個別性を大切に、地域住民や関係機関、当協議会内の各事業等と連携を深めながら、相談事業や障害者地域活動支援センター事業等を通じて、本人や家族全体の地域生活を支えていきます。

また、誰もが暮らしやすい地域づくりのために、障がいの「社会モデル」の視点に立ち、多様な障がい理解の促進や意思疎通支援、情報保障、合理的配慮等を手話関連事業、高次脳機能障害者支援促進事業等を通じて展開するとともに、地域への働きかけに取り組みます。

4 調布市における権利擁護支援の充実

地域共生社会に欠かせない住民の権利擁護支援において、成年後見制度の利用促進とともに、より早期の段階での支援が必要です。

調布社協では、判断能力に不安がある方の福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等のサービスを提供する「地域福祉権利擁護事業」、身寄りのない高齢者が判断能力のあるうちに契約して日常の見守り、入院時や死後の葬儀・埋葬等のサポートを行う「あんしん未来支援事業」をはじめとした、高齢者・障がい者等の権利擁護支援に係る取組について、一層の充実を図ります。

また、「調布市地域福祉計画」に基づき調布市が成年後見制度の利用促進に取り組むにあたり、地域連携のネットワークの中で調布社協が今後果たすべき役割について整理し、検討していきます。

5 新たな総合福祉センターの整備に向けた取組

調布市では、令和9年ごろの完成を目指して「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となる新しい総合福祉センターの整備を進めています。

この新たなセンターが、ユニバーサルデザインに基づいた誰もが利用しやすい、自然と交流が生まれる拠点となるよう、長年のセンター管理運営のノウハウと、その時代のニーズに合わせて様々な地域福祉活動を展開してきた調布社協の強みを生かして、必要な提言をしていきます。

また、移転時の提供サービスへの影響を最小限にするため、早期に移転計画の立案を進めるほか、予定されている「調布駅周辺の福祉機能」の整備についても、その具体的内容について調布市と協議をしていきます。

II 事業計画

第1 法人運営

調布市社会福祉協議会を運営する組織体制、財政基盤、関係機関との連携等事務局運営体制についての計画です。

1 組織運営

番号	事業名	財源			
		自主 会	補助 市	委託	事業 ○
1	組織運営				

法人の予算、決算、事業計画、事業報告、定款・規程等の制定のため、また、法人内の監査やチェックを行うため、役員等の会議を開催します。

また、事務局内での職員の意思疎通と連携のために、各階層会議と課内、係内会議等、そして、安全衛生面、危機管理体制を充実する会議・相談を開催します。

事業やサービスと職員への評価を実施して、適正な法人運営に努めます。

目標と方針

- 評議員会…法人運営に係る重要事項の議決機関として、予算、決算、事業計画、事業報告の議決を行い、業務又は財産の状況等に関する審議を行うために評議員会を開催します。多様な市民意見が法人運営に反映されるよう、情報交換及び審議を行います。
6月の定時評議員会終結をもって、新しい期（第28期）に改選します。
- 評議員選任・解任委員会…監事1人、事務局員1人、外部委員2人により評議員の選任・解任を行います。
- 理事会…法人業務の決定、予算、決算、事業計画、事業報告の議決を行うために開催します。適切な事業運営に見合う組織基盤の確立と経営の効率化等重点課題や法人の方向性について検討します。
6月の定時評議員会終結をもって、新しい期（第26期）に改選します。
- 三役会…理事会・評議員会開催へ向けての調整と、法人課題について必要に応じ三役会を開催します。
- 監査会…理事の業務執行、法人内の財産の状況及び事業実施状況を監査するために監査会を開催します。
- 第三者委員会…社協に寄せられた苦情・要望等の報告を基に、その内容や対応について助言をいただくために第三者委員の会議を開催します。
- 表彰審査委員会…社協の発展及び市内の社会福祉の向上に功労のあった方を顕彰するための審査をします。
- 社協経営会議…会長・常務理事と管理職で、法人全体の課題共有を図り、解決の方向性を定めるため、月1回開催します。社会福祉法人としての経営改善について協議を進めます。
- 社協管理職会議…事務局長以下管理職で、法人全体の課題解決及び人事、財政に関する

進行管理のため、月1回開催します。

- 社協運営会議…係長以上の職員で、事業の情報共有と連携及び共通課題を検討するため月1回開催します。
- 課内会議・係内会議…課内正規職員の意思疎通と連携のため、課内会議を適宜開催します。また、運営会議の情報の周知及び係内の事業の情報共有と連携のために係内会議を月1回開催します。
- 危機管理委員会…運営会議の中に危機管理委員会を設置し、事故報告、ヒヤリ・ハット報告を行い、法人として提供しているすべての福祉サービスについて、事故の未然防止と不適切なサービスの是正、サービスの安全と質の向上を図ります。
- 衛生委員会…労働安全衛生法に基づき、月1回衛生委員会を開催し、職員の安全及び衛生の確保を推進します。年2回の職場巡視を実施し、働きやすい職場づくりが保持されているか確認します。また、引き続きストレスチェックを実施し、職員のメンタルヘルスの向上に役立てます。
- ハラスメント苦情処理委員会…ハラスメントに関する苦情及び相談がなされた場合に対応します。
- 虐待防止兼身体拘束適正化委員会…虐待の防止、身体拘束の適正化に向けた取組のために3か月に1回開催します。
- 個人情報保護・情報公開審査会…個人情報保護・情報公開について、必要に応じて審査会を開催します。
- 税理士による経理の月例チェック…毎月、及び決算監査前に顧問税理士による各拠点区分の月次報告、伝票のチェックを受け、適正な経理処理が行われているか確認します。
- 社会保険労務士の指導…契約している社会保険労務士に人事管理、労務管理等の指導を受けます。必要に応じて直接の指導、メール等での相談を行います。
- 事務事業評価・サービス評価…施設運営については東京都の基準に基づきサービス評価・経営評価を行います。
- 人事考課…職員が自身や意欲を持って働けるよう、考課面談シートの作成、上司との面談を通じて、職層や職務に応じた目標設定を支援します。また、中長期的な職員育成を目指して、職員のキャリア形成につながる仕組みにしていきます。
- 職員の育成…東社協等が実施する外部研修も生かしながら、社協職員としてのキャリア形成に必要な研修や部署ごとに必要な専門職研修を提供し、人事考課制度とも連動して職員の働きがい支援、組織力の向上につながる育成体系の構築を進めます。
- 人材の確保に向けて、法人紹介動画（You Tube）によるPRや事前の見学の受入れ等、職場の魅力を伝える機会の提供に努めます。
- 健康相談…職員の健康障害を防止するために健康診断の結果をもとに保健師による健康指導、健康に関する相談を実施します。また、健康相談実施日には健康体操を行います。

実施内容等

	会 議	開催日数
1	評議員会	3回（6月・12月・3月）

2	評議員選任・解任委員会	随時
3	理事会	5回（6月（2回開催）・9月・12月・3月）
4	三役会	4回（5月・9月・12月・3月）
5	監査会	4回（5月に決算監査・9月に第2四半期監査・11月に上半期監査・2月に第4四半期監査）
6	第三者委員会	2回（半期に1回開催）
7	表彰審査委員会	1回（8月に開催）
8	社協経営会議	12回（毎月開催）
9	社協管理職会議	12回（毎月開催）
10	社協運営会議	12回（毎月開催）
11	課内・係内会議	12回（毎月開催）
12	危機管理委員会	12回（運営会議の中に位置付け毎月開催）
13	衛生委員会	12回（毎月開催）
14	ハラスメント苦情処理委員会	必要に応じて開催
15	虐待防止委員会兼身体拘束適正化委員会	4回（3か月に1回開催）
16	個人情報保護・情報公開審査会	必要に応じて開催
17	税理士による経理の月例チェック	13回（毎月と決算監査前に開催）
18	社会保険労務士の指導	適宜開催
19	事務事業評価・サービス評価	適宜実施
20	人事考課	規程に基づき、期初・期末の面談を実施し考課を行う。
21	職員資質の向上	研修計画に基づき実施
22	人材の確保	動画作成や見学会の実施等、職場紹介の機会の検討
23	健康相談	毎月2回開催

2 部会・委員会

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	部会・委員会				

市民の声を社協の事業に反映するため、定款や運営規程等に基づき以下の部会・委員会を開催します。

目標と方針

- 総務部会…ちょビット協力金、寄付金、募金箱、自動販売機設置等、自主財源の拡充のための取組を検討するとともに、共助社会づくりのため寄付文化が根付くよう推進に努めます。
- 広報部会…機関紙「ふくしの窓」の検討を始め、ホームページ、YouTube、SNS等、内容によって適切な広報媒体を活用して効果的な情報発信ができるように検討します。
- 調布市希望の家運営委員会…理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画等について検討します。また、運営の公平性、透明性の維持に協力します。

- 希望の家深大寺運営委員会…理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画等について検討します。また、運営の公平性、透明性の維持に協力します。
- 市民活動支援センター運営委員会…市民主体の開かれた運営を基本とし、運営委員会を定期的に開催し、中長期運営方針に沿ったセンター運営に進めます。
- 調布市こころの健康支援センター運営委員会…事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、サービスの質の向上と運営の透明性のために運営委員会を定期的に開催します。
- 共同募金調布地区配分推薦委員会…赤い羽根共同募金活動の募金額を住民の地域福祉ニーズに応じた有用な配分とするために、地域の福祉ニーズを検証及び調整を行い東京都共同募金会へ推薦していきます。
- あんしん未来支援事業審査会…あんしん未来支援事業を適正かつ円滑に実施するため、会長の諮問に応じ、調査・審議を行います。また、事業の実施に関する重要事項について協議をしていきます。
- 調布市福祉人材育成センター運営委員会…事業の適切な運営、実施について協議します。
- 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会…事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

実施内容等

会 議	開催回数
(1) 総務部会	3 回
(2) 広報部会	6 回
(3) 調布市希望の家運営委員会	3 回
(4) 希望の家深大寺運営委員会	3 回
(5) 市民活動支援センター運営委員会	11 回
(6) 調布市こころの健康支援センター運営委員会	3 回
(7) 共同募金調布地区配分推薦委員会	3 回
(8) あんしん未来支援事業審査会	6 回
(9) 調布市福祉人材育成センター運営委員会	4 回
(10) 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会	3 回

3 財政基盤

(1) ちょビット協力金（会員募集）の拡大

ちょビット協力金の使途についてより明確に伝わるよう、チラシやポスター、ホームページを通じて活動風景や事業協力者の声を発信し、協力金の拡大に努めます。

インターネットからの協力金受付をより強化するため、各種広報物への2次元コードの掲載やSNSとの連動等により、その普及に取り組みます。

また、自治会組織が減少する中、自治会や団体に属さない住民への働きかけを検討するとともに、市内の企業及び福祉関連事業所に対しても、団体賛助会員への加入での地域貢献と寄付金控除の有益活用を周知するとともに、イベント等の機会を通じて協力金拡大の広報を推進します。

(2) 自主財源の確保

① 収益事業

公共施設のほか、民間企業や他団体、市民等にも広く協力を依頼し、清涼飲料水自動販売機の設置を進めて増収を目指します。自動販売機にポスターを掲示し、清涼飲料水の購入、利用が地域福祉への貢献につながることをPRしていきます。

また、地域貢献の一環として、引き続き災害救援ベンダーの設置を推進します。

② 広告料収入

「ふくしの窓」での広告料収入の拡大を図るため、ホームページでの広報強化に努めていきます。また、近年広告掲載でご協力をいただいた企業等に、次年度以降の掲載について発信しつつ、ホームページのバナー広告等、収入増に向けた新たな方法を模索していきます。

③ 実習生受け入れ収入

大学等の実習生派遣機関との連携を図りながら、多様な実習プログラムを提供することで、将来の福祉人材養成に貢献していきます。また、実習生自らが実習スケジュールの組立から主体的に取り組み、学びの質を重視した場となるよう努めます。

④ 募金箱の設置

市内、177 か所に設置している募金箱「しあわせ・福祉・はこぶ箱」の管理や協力店（事業所）のさらなる拡充に努めます。また、募金箱の設置をきっかけとし、地域福祉の理解促進につなげるため、「ふくしの窓」や「社協のしおり」を配架していただく働きかけを行っていきます。新たに募金箱に社協の活動を紹介するQRコードを掲載していきます。

⑤ 寄付金の受付

地域福祉推進の基盤整備のために、個人、法人の皆様からの寄付金を幅広く受け付けます。また、寄付先として調布社協を選択してもらえるような募集のあり方を模索します。

⑥ 障害者総合支援法に基づく訪問系介護サービス、指定相談事業所の運営

同行援護事業・サービス利用計画作成による収入を確保します。

(3) 赤い羽根共同募金運動

共同募金調布地区協会の事務局として、社会福祉法に定める共同募金を推進し、次の取組を行います。

- 自治会への協力依頼を継続しつつ、法人依頼等の拡大に取り組みます。
- 市内福祉団体やスポーツチーム等の協力を得て、街頭募金に取り組みます。

(4) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環としての歳末たすけあい運動を推進するため、次の取組を行います。

- インターネットを活用したキャッシュレス募金をより広めるため、PR方法を検討します。
- 運動の趣旨を理解していただき、より多くの市民や団体の協力が得られるようにチラシ、パンフレット等、運動周知の工夫に努めます。
- 法人団体等への依頼の拡大を検討します。

(5) 補助金

社協の特性にあった社会福祉施策を継続的に行うことができるよう、補助金の確保をしていくために調布市と綿密な協議を続けていきます。

(6) 委託料

調布市や東京都社会福祉協議会が進める社会福祉施策を受託し、責任を持って事業を進めていけるよう、法人としての信頼性と専門性の維持、向上に努めていきます。

4 啓発・普及・宣伝事業

(1) 啓発事業

① 福祉大会

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	福祉大会	寄基			

第37回調布市福祉大会を開催し、地域福祉増進のために長年ボランティア活動や福祉活動を行っている市民や事業協力者、福祉事業に対する高額寄付者を顕彰します。

日時：令和7年10月9日 午後

会場：文化会館たづくり くすのきホール

② 調布市福祉まつり

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	第48回調布市福祉まつり				○

福祉のまちづくりの一環として、福祉に関する理解を深めること、福祉活動への参加・交流を図り、参加団体の日常活動のPRを行うこと及び福祉活動資金を確保することを目的に、2日間にわたり実施します。

第48回調布市福祉まつりは、12月6日及び7日に開催します。

目標と方針

- 世代を問わず誰もが気軽に参加でき、福祉への理解、関心がより促進される内容となるよう、幅広い層の参加と協力を得ながら取り組みます。
- 福祉に触れる機会の少ない世代や関心のない方々にも興味をもってもらえるよう、魅力あふれる企画、広報を検討します。
- 参加団体の福祉活動資金の確保については、配分基準や配分先等、参加団体の意見を聞き慎重に検討します。
- 第47回の反省を生かし、会場設営や搬出入の見直し、参加団体、来場者が互いに参加しやすいまつりになるよう内容を検討します。
- 開催日当日に限らず、準備段階から開催後まで参加団体及び市民へ福祉まつりの目的を周知できるよう工夫します。

実施内容等

- 高齢者、障がい者等の当事者団体が作製した自主製品の展示販売を行う。

- 福祉施設、市民団体等がバザー、模擬店を行う。
- 参加団体が発表、福祉体験、相談活動等を行う。
- SNS を活用した新たな広報活動、福祉啓発活動を実施する。

(2) 普及事業

① 会員募集運動

7月の会員募集強化月間を柱に年間を通して、自治会や民生児童委員協議会、市内の福祉施設や事業所、法人等に向けて協力を依頼します。また更に多くの方に社協の役割や活動、会員の趣旨を理解していただくために、わかりやすいチラシの作成やインターネットを活用した広報強化、普及に努めます。

② 赤い羽根共同募金運動

10月1日から10月31日までを主たる募金運動期間とし、自治会等への協力依頼を継続するとともに、FC東京をはじめ、市内諸団体と協働し街頭募金運動を展開する等、募金方法の多様化と寄付文化の醸成を目指します。また、インターネットを活用した募金システムの更なる普及に努めます。

③ 歳末たすけあい運動

12月1日から12月31日まで募金運動を実施します。募金が地域福祉活動事業に幅広く活用されていることを、自治会の役員のみでなく、自治会が組織化されていない地域の方々並びに市内の福祉施設や企業にも理解してもらえよう、広報や普及方法を工夫します。

(3) 宣伝事業

番号	事業名	財源			
		自主 共基	補助 市	委託	事業 ○
5	広報活動				○

市民の皆さんが知りたい情報と伝えたい情報が行き交うように広報活動を充実させます。

① 機関紙「ふくしの窓」の発行

＜形式、内容＞

- タブロイド版。奇数月10日に発行します。
- 年6回8面構成、フルカラー印刷で発行します。
- 福祉・市民活動に関する幅広い情報をわかりやすく提供するため、広報部会で広く意見を集め、紙面づくりに生かします。
- イベント・講習会等の情報や市内福祉情報をわかりやすく整理し、社協以外からの情報も提供します。
- より多くの方に福祉情報を周知するため、市内全戸へのポスティング配布を実施します。配布については、福祉への理解と障がい者・高齢者の雇用創出を目的として、調布市福祉作業所等連絡会及び公益社団法人調布市シルバー人材センターに引き続き依頼します。

＜モニター制度＞

- モニターを募集し、紙面へのご意見や感想を収集します。

＜広告収入＞

- 広告収入確保及び社協 PR を兼ねて、地域で活躍する企業や商店等に広告掲載の協力を呼びかけます。
- ② 社協ホームページの運営
 - 各係・担当者での情報更新等を積極的に行い、イベント及び各種事業等、鮮度の高い情報をホームページに掲載していきます。
- ③ SNS の活用
 - YouTube チャンネルや「X」を活用し地域活動や社協事業等、福祉情報の発信充実を図ります。
- ④ 社協のしおり発行
 - 調布社協の活動内容をわかりやすく紹介する「社協のしおり」を発行します。
- ⑤ 地域マスメディアの活用
 - 毎月1回、調布エフエム放送の「調布市ほっとインフォメーション」に出演し、調布社協の事業紹介等、PRを行います。
 - 毎月1回、調布市民放送局広報紙「調布市民放送局ニュース」へ、調布社協の事業紹介等、PRの掲載を行います。
 - ケーブルテレビ、タウン情報誌等を活用し、市民に情報提供を行います。
 - 駅広報スタンドを活用し、市民に情報提供や事業紹介等を行います。
- ⑥ ウィンドウ美術館
 - 調布市総合福祉センター1階南側窓を、福祉の啓発や宣伝の場として活用します。
 - 社協事業利用者の作品を展示し、日頃の活動発表の機会とします。
 - 社協事業や市民活動のポスターを掲示し、地域で行われている多様な活動や交流を伝えていきます。
 - 市内社会福祉法人等の求人情報を掲示し、福祉の人材確保に努めます。

5 関係機関との連携

(1) 役職員の他機関参画

調布市及び関係機関からの要請に基づき、委員及び役員等として参画します。

(2) 民生児童委員との連携

会長協議会及び全員協議会、地区協議会、部会へ参加し、活動の協働を図るとともに、社協への理解を深めていただくために事業等の説明会を行い、併せて、事業推進への協力を呼びかけていきます。

(3) 自治会との連携

会員募集運動・共同募金運動・歳末たすけあい運動・小地域交流事業・ひだまりサロンへの協力等、地域住民の交流や助けあい活動に連携を深めます。

(4) 調布市自治会連合協議会との連携

調布市自治会連合協議会との懇談会を必要に応じ開催するとともに協議会にオブザーバーとして職員が参加します。

(5) 北多摩南部ブロックへの参加

ブロックを構成する三鷹市、府中市、小金井市及び狛江市の各社協と連携、協力し、研修会の企画実施や連絡会の開催等を積極的にすすめていきます。

(6) 調布市福祉作業所等連絡会

「希望の家」「ドルチェ」「ぴっころ」が施設として参加します。

(7) 地域包括支援センター連絡会

調布市高齢者支援室が所管する地域包括支援センター連絡会に月に1回参加して、福祉健康部及び地域包括支援センターと情報の共有をします。

(8) 権利擁護連絡会

調布市高齢者支援室が所管する権利擁護連絡会に2か月に1回参加し、調布市の権利擁護の関係機関（地域包括支援センター、調布市福祉総務課等）と連携を図ります。

(9) 調布市障害者地域自立支援協議会

調布市障害福祉課が所管する調布市地域自立支援協議会の3か所のワーキンググループの1か所の運営を担い、市内の障がい者福祉の相談及び支援機関・障がい者団体等を中心にネットワークを結んでいきます。

(10) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会

調布市障害福祉課が所管する調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の事務局を担い、医療と福祉が連携し、悩みを共有し、課題解決の方向性を一緒に考えていきます。調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」における協議の場としても位置付けられており、構成団体のみなさまとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(11) 社会福祉法人の地域公益活動の推進

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」のうち、調布市内の地域課題に対して地域の社会福祉法人の連携による取組が求められている中、「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」の事務局を担い、調布市内の社会福祉法人の連絡・調整役並びに地域とのつながりづくりの推進役として役割を果たしていきます。

調布市が実施する「フードドライブ」（家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体や施設に寄付する活動・年3回予定）への参加協力、活動周知のために作成した冊子の配布等の取組を引き続き行っていきます。

また、市民の身近な相談窓口として取り組む「なんでも相談窓口」の参加法人を増やし、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）とも連携しながら市民の困りごとを身近な地域で受け止め、課題の解消につなげられるよう協働して手だてを考えられる活動を目指します。

6 計画の推進【重点項目】

- 地域住民及び各種支援機関等とともに、第6次調布市地域福祉活動計画の推進を図ります。各福祉圏域及び市全域において、地域情報の共有及び地域住民等のつながりづくりを図る場を設けます。

- 調布市が策定した調布市地域福祉計画及び調布市高齢者総合計画等と連動し、地域福祉の向上に努めます。
- 福祉圏域8圏域では、地域資源や地形、風土等、地域の特徴・特性に即した地域福祉活動の推進を図ります。
- 市全域においては、社会的少数者や匿名性に配慮が必要な社会課題の解決に取り組むとともに新たな社会資源を発掘し、福祉圏域8圏域の活動が活性化するような取組について検討します。
- 福祉圏域ごとに地域性に即した住民の主体的な活動が行われるよう、各拠点の強みや各部署の専門性を活かしながら、法人全体で地域福祉の推進を目指します。

7 苦情対応

(1) 苦情対応

寄せられた苦情・要望に対しては、苦情解決実施要綱に基づき適切に迅速に対応します。また、サービス利用者や市民の皆さんからのサービス改善に向けての意見も真摯に受け止め、利用する側の視点をサービス向上に役立てます。

(2) 第三者委員

苦情・要望や事故事例を報告し、客観的な視点から意見をいただくことで、サービスの透明性の確保や質の向上に生かしていきます。また、これまでの個々の事例を検証・分析することでリスクマネジメントの強化につなげるほか、利用者がこの制度を活用しやすくなるための仕組みづくりや周知の方法について検討していきます。

8 個人情報保護

個人情報保護に関する方針及び個人情報取扱業務概要説明書を作成し利用者へ説明及び配付する等、適切に対応します。

9 危機管理体制

法人としての危機管理体制の整備に取り組み、より安全な運営、不適切なサービスの是正等、サービスの質の向上に努力します。様々な声を聞き逃すことなく業務改善につなげられるように、必要な事例を「要望・苦情等受付書」または「事故報告書」にまとめ、月1回の危機管理委員会に報告するほか、第三者委員会に報告し助言を受けます。

また、日常的な気付きを「ヒヤリ・ハット」事例として共有し、事業実施に活かします。

10 災害対策

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助	委託	事業
6	災害対策				

(1) 災害時における事業継続計画（BCP）の推進

地震等の自然災害や感染症等の災害に備え、事務局の体制整備及び事業継続の方向性について適宜点検していきます。特に、災害時においても住民生活に欠かせない事業が継続できるよう、BCPを見直し調布社協の体制づくりを進めていきます。

(2) 防災訓練の実施と備蓄品等の充実

大規模災害に備えた職員の訓練を総合的に実施します。また、災害備蓄品のチェックを行うとともに、備蓄品の充実を図ります。

(3) 災害ボランティアセンターの準備

災害ボランティアセンター設置の経験と教訓を生かし、地震、風水害を想定した大規模災害時の支援の在り方を検討し、準備します。

有事に備えた運営マニュアルの整備、災害ボランティアの発掘・育成に向けた災害ボランティア養成講座の実施、調布市が行う総合防災訓練にも引き続き参加していきます。

第2 地域福祉

地域住民が主体となって、福祉関係者やボランティア、NPO等が参加して行う福祉活動並びに福祉に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成を行う事業の計画です。

1 住民主体の相談活動

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	基金
1	電話相談	歳基			

日常生活上での心配事や悩みについて電話相談員が相談に応じ、ともに考え、内容に応じた情報提供を行います。

目標と方針

- 相談者の話を丁寧に聴き、気持ちへの寄り添いを大切にするよう努めます。
- 相談員の相談援助のスキルアップを図るために、研修を行います。
- 今後の電話相談の在り方について、検討・見直しを行います。

実施内容等

会場	実施日時	相談員
総合福祉センター電話相談室	月・水・金曜日 13:00～16:00	8人以内（1日1人体制）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	ふれあい福祉相談	歳基			

地域の身近な居場所として、何気ない会話の中から得た住民の困りごとや悩みに寄り添い、情報提供を行います。

目標と方針

- 約30年に渡って事業を実施してきましたが、様々な相談機関の充実に伴う利用者の減少等を踏まえ、7月末日をもって終了します。

実施内容等

会場	実施日時	相談員
菊野台地域福祉センター内 市民活動支援センター菊野台コーナー	水曜日 10:00～13:00	8人以内（1日1人体制）
西部地域福祉センター内 市民活動支援センター西部コーナー	月曜日（第4月曜日除く） 10:00～13:00	

2 住民主体の交流活動

番号	事業名	財源			
		自主 会基	補助 市	委託	事業
3	ひだまりサロン事業				

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるように、地域の「居場所づくり」と閉じこもりや孤立を予防することを目的とした、住民の主体的かつ積極的な仲間づくりや活動づくりの支援と推進を図ります。

目標と方針

- 各福祉圏域の地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、ボランティアコーディネーター等が連携し、活動についての相談に応じ、充実したサロン活動が実施できるように努めます。
- 応援スタッフとともにサロン立ち上げや活動の継続支援を行います。各サロンから応援スタッフ会議に参加していただくことで、サロンスタッフの声を反映した事業運営に努めます。
- 地域住民や関係機関へひだまりサロンの活動情報を周知するため、活動紹介冊子、ホームページ等の活用を進め広報活動を強化します。
- サロン間での情報共有及び地域の中で交流が生まれるような企画を実施します。

実施内容等

- 活動への支援
ひだまりサロンを実施する団体に、運営及び会場確保に関する相談、活動情報の提供、交流会の実施、活動費等の助成を行います。また、令和6年度に実施した「高齢者の社会参加等の場の実態に関するアンケート」の調査結果を分析し、ひだまりサロン事業がより一層充実するための支援策について検討します。
- ひだまりサロン事業開始から20周年となるため、記念企画を応援スタッフ、他事業とも連携して実施します。

番号	事業名	財源			
		自主 ○	補助	委託	事業 ○
4	高齢者会食サービス				

ひとり暮らしや日中独居の高齢者、高齢世帯にボランティアの手作り等による昼食を提供し会食することにより、見守り及び健康増進と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 拠点ごとの実施状況に沿って、利用者とボランティアの安全を第一に安定した活動が実現できるよう努めます。
- 活動継続が難しい拠点については、利用者・ボランティアの意見を聞きながら新たな形の食事提供の提案や活動の方向性について検討していきます。また、利用者については、本人・家族・関係機関と話し合い、必要に応じて他サービスへの移行等を調整します。

- ひとり暮らし高齢者等に対し居場所を提供し、調理ボランティアと連携・協力しながら利用者の見守りを行います。
- 調理ボランティアの担い手不足に対して、チラシ配布や SNS での周知、他部署や関係機関からの協力も募り、安定した事業継続が実現できるよう人材確保に努めます。
- 調理ボランティアの意見を反映し、調理場、会食場所等の環境整備を図ります。
- 衛生管理として検便検査の実施・研修の受講・ボランティアへ注意喚起を行います。
- 活動費の出納や謝金支払い、業者への振込等、会計処理を正確に行います。
- 事業の継続性、今後の方向性について、地域支え合い推進員等法人内他部署とも連携・共有・意見交換しながら検討していきます。

実施内容等

- 市内の地域福祉センターで、ボランティアによる手作り等の昼食を提供し、高齢者と会食します。
- 実施している 8 か所の地域福祉センターで、諸事情により会食の開催が難しい場合は、電話による安否確認を実施します。

実施日	地域福祉センター	実施回数	利用者定員数	ボランティア数
火曜日	菊野台	月 1 回～2 回 ※拠点ごとにより異なる	各 15 人	各 5～20 人
水曜日	下石原、染地			
木曜日	西部、調布ヶ丘、緑ヶ丘			
金曜日	入間、金子			

※祝日と年末年始、5 週目は休み。年度途中で実施回数や内容が変更になる可能性あり。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	小地域交流事業	会基他			○

地域の中で一人ひとりがお互いに支えあい、助けあって健康で安心した生活が送れるような「集いの場」、「出会いの場」づくりと、各地域の特徴を生かした通年の世代間交流活動をめざします。

目標と方針

- 各地域の状況把握に努め、情報交換、共有を図り、地域の人たちの想いを大切に魅力ある世代間交流の方法を検討、実施します。
- 地域住民だれもが参加できる活動を目指すとともに、広く・多くの方に実行委員会や地域活動への参加を募ります。
- ふくしの窓やホームページ等の従来の広報活動に加え、調布社協公式 X 等の SNS の活用により、広報を強化し、地域福祉活動の PR を行ないます。
- 各圏域の第 6 次調布市地域福祉活動計画と併せて実施内容を検討していきます。

実施内容等

- 実行委員会で内容、日程、回数を決定します。

- 実施形態は定期的に活動している地域、年1回のみの地域等様々です。

	地域（会場）名	事業名	実施予定月
1	深大寺小学校	深大寺ふれあいのつどい	各地域実行委員会により、実施の可否、日程及び内容を決定予定。
2	入間地域福祉センター	入間はつらつ地域まつり 若葉縁日	
3	富士見地域福祉センター	富士見ふれあいのつどい	
4	調布市こころの健康支援センター	布田わくわく広場まつり	
5	国領小学校	国領わいわいまつり	
6	西部地域福祉センター	西部ふれあいのつどい	
7	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘わくわく広場	
8	下石原地域福祉センター	下石原地区ふれあいのつどい	
9	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘・仙川地域ふれ愛のつどい	
10	金子地域福祉センター	金子ふれあいまつり ありがとうコンサート バリアフリー映画体験会	
11	染地地域福祉センター	ボランティアまつり染地	
12	菊野台地域福祉センター	菊野台地区地域のつどい	
13	深大寺地域福祉センター	ふれあいフェスタ北ノ台	

3 住民主体の訪問活動

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	電話訪問事業		市		

ひとり暮らし高齢者等に、電話訪問員（ボランティア）が電話を通じて話し相手となり、安否確認による事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 地域で孤立している高齢者をサービスにつなげられるよう、民生児童委員や関係機関との連携強化を図り、事業を周知するなど、広報活動にも力を入れていきます。
- インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症予防、熱中症対策、悪徳商法の防止対策等について利用者・訪問員への適宜情報提供、注意喚起を行ないます。
- 安定した事業継続をするため、新たな訪問員の人材確保に努めます。
- 研修を通じて訪問員として必要な知識や技能を高めます。
- 訪問時のお話しや様子で心配な点があれば、担当者からも状況確認、必要に応じ関係者・ご家族と連絡をとる等、安心して地域生活を送れるようサポートしていきます。

実施内容等

- 事業対象者

- ①概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②民生児童委員が必要と認めた者（例えば日中ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等、見守りが必要と判断される方）
- ③社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者
- 実施日程・回数等
電話訪問員が月曜から金曜日の午前中に週1回、総合福祉センターから電話をかけます。
- 利用料：無料

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	友愛訪問事業		市		

地域社会との交流を必要とする高齢者に、友愛訪問員（ボランティア）が訪問し、話し相手をします。安否確認や事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 利用については、状況に応じて関係機関との連携を図り決定します。
- 研修を通じて訪問員として必要な知識や技能を高めます。
- 安定した事業継続のため、新たな訪問員の人材確保に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当し、心身の状況がボランティアで対応できる範囲の方
 - ①ひとり暮らし
 - ②家庭内において日中ひとり暮らし等話し相手を要する方
- 実施日程・回数等：月曜日から金曜日（祝日、年末年始は休止）
原則、週1回（隔週または月1回も可能）
- 利用料：無料
- 利用者の誕生日の前後には、事業担当者が同行訪問し、利用者の状況把握の機会とします。

4 企業との協働活動

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
8	高齢者訪問理美容サービス		市		

調布市にある理容生活衛生同業組合及び美容生活衛生同業組合（以下「組合」という）と協働し、要介護3以上の在宅高齢者の自宅に理容師又は美容師が訪問のうえ、調髪を行い、生活の質の向上を図ります。

目標と方針

- ふくしの窓や市報への情報掲載、また関係機関への申請書付きチラシの配布等、制度の周知に努めます。
- サービスの質を高めるために、組合員研修及び利用者満足度アンケートを行い、アンケート結果は組合員とも共有します。
- 組合員研修への参加者が増えるよう、研修の内容・実施方法等を検討します。
- 利用者がサービスを利用しやすいよう、わかりやすい資料提供に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
市内に住所を有する、65歳以上で要介護3以上の在宅の方
- 実施日数・回数等
申請者には年4回（10月以降の申請は2回）利用できる理美容券を交付します。調髪は、利用者と理容師または美容師との間で日程調整のうえ、自宅を訪問して行います。
- 費用
利用者負担は1回当たり2,000円です。
従事した組合には、1回当たり2,500円を手数料として補助します。

5 人材育成

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
9	手話講習会事業【重点項目】		市		○

手話の普及と手話通訳者養成のために、クラスごとの講習、講演会及び学習発表会を行います。

目標と方針

- 手話の普及から手話通訳者の養成まで、各クラスの連続性を持たせた事業運営体制及び内容の検討を行います。
- 入門・基礎クラスは、聴覚障がい者講師をメインとした授業を行います。また、養成クラスにおいても聴覚障がい者講師を配置します。
- 講師等の指導スキルの向上を図るため、研修を実施します。
- 手話講習会・手話通訳者登録選考試験検討会において、講師体制やカリキュラム等、今後の手話講習会について調布市聴覚障害者協会・調布市登録手話通訳者の会とともに検討し、より良い手話講習会の運営に努めます。
- 聴覚障がい者との手話を通じた交流の機会を設けることで、受講者の理解・技術の向上を図ります。

実施内容等

課 程		実施日	実施回数	定員	受講料	内 容
入門クラス	昼間	火曜日	全 35 回	30 人	年間 4,000 円	①聴覚障がい者に関する理解 ②障がい者福祉論 ③手話の理論と実技
	夜間	金曜日				
基礎クラス	昼間	火曜日	全 35 回	25 人		
	夜間	金曜日				
養成基本クラス	昼間	火曜日	全 35 回	20 人		通訳者になるための技術習得
	夜間	金曜日				
養成応用クラス	夜間	金曜日	全 35 回	15 人		

※ 養成基本クラスは、今年度より昼クラス、夜クラスそれぞれの実施とする。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
10	研修の場の提供				

福祉人材育成を担う機関として、行政、企業、学校及び社会福祉従事者等の要請に広く応えていきます。

目標と方針

- 福祉の専門的な知識、技術、倫理を身につけること、社会福祉士等の資格取得や、学校企業等の人材育成について各機関と調整しながら、積極的に協力します。

実施内容等

- 福祉・医療専門職の資格取得のために必須となる実習や、教員免許取得に必須となる介護等体験の場を提供します。
- 社会福祉援助技術現場実習の受け入れを行い、将来を担う人材の養成に努めます。
- 民生児童委員をはじめとした社会福祉従事者の知識等の習得のため、研修の機会を提供します。
- 小学生及び中学生の総合学習として、福祉に関する講座や体験の機会を提供します。
- 中学生・高校生のための職場体験の場を提供します。
- 企業の従業者研修としての福祉・介護体験の場を提供します。

6 団体支援等

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
11	調布市地域福祉活動支援事業			市	

地域の支えあいにより、誰もが住み慣れた地域で生活を送ることのできるあたたかい社会を実現するために、新しく活動を立ち上げようとしている団体を支援します。

目標と方針

- 地域福祉の視点に立ってこれから活動をスタートさせる団体の基盤づくり、またはすでに活動を行っている団体の新たなチャレンジを助成金等で支援します。

実施内容等

- 1 団体年間 50 万円（最大 3 年間）を上限に助成金を交付します。また、広報支援、活動の相談、団体間の交流促進も行います。
- 4 月にプレゼンテーションによる選考を行い、年度末に活動報告・交流会を行います。活動報告・交流会では一年間の活動発表のほか、過去の助成団体をゲストスピーカーとして招き、助成終了後の活動継続、発展について提案します。
- 広く市民に知ってもらうため、社協ホームページへの掲載、チラシの配架、総合福祉センター1 階のウィンドウ美術館へのポスター掲示をします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
12	福祉有償運送に係る補助事業	歳			

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人（以下「NPO」という）に対して、補助金を交付することにより（要件あり）、公共の交通機関の利用が困難な高齢者及び障がい者が、低額の利用料で外出が可能となるように支援します。

目標と方針

- NPO が安定して事業を実施できるよう、財政的支援や運行サービスボランティアの募集の支援を行います。
- 利用率増加のために、事業の広報活動について支援します。

実施内容等

- 補助対象経費は、福祉有償運送に使用する福祉車両等に係る経費です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
13	調布市老人クラブ活動支援事業 （調布市シニアクラブ連合会）			市	

シニアクラブの地域に根ざした自主的な住民活動として、より一層の活発化を図り、調布市シニアクラブ連合会の円滑な運営を進めるための事務局機能を担います。また、単位シニ

アクラブの運営、新規シニアクラブ立ちあげの支援を強化します。

目標と方針

- 各単位シニアクラブに対して事務処理や経理事務等の支援をします。
- 地域の既存団体（調布市民生児童委員協議会、調布市自治会連合協議会等）と連携し、地域活動の参加推進を図ります。
- 各行事等、会員が自主的運営をできるよう支援します。
- 新規クラブ立ちあげや会員増強活動の支援をします。
- ホームページ、チラシ、様々なイベントへの参加等を通じ、より多くの方に認知していただき、会員増強を図ります。
- 会員の高齢化やその他の様々な要素により、これまでと同様の方法では事業の実施が困難になることもあるため、工夫をして事業を実施できるようにします。
- 連合会の会員を人材資源と捉え、会員内外へのボランティア活動事業を立ち上げることを目標とします。
- 世代交代促進のため、若手高齢者向けの事業を創設、実施する支援をします。
- 所属クラブを超えたシニア連所属のサークルの立ち上げ、運営を支援します。

実施内容等

	項目	回数	内容
会議	総会	1回	連合会の予算決算等重要案件を決するため開催
	理事会	12回	組織運営及び事業の企画立案
	三役会	12回	理事会で取り上げる議案について調整等を行う
	会長会議	2回	市内単位シニアクラブの連絡調整及び伝達事項等を行う
	総務部会	6回	総務部に関連する案件の調整を行う
	健康部会・文化部会	3回	健康部・文化部の事業調整等を行う
	女性部常任委員会	5回	女性部の事業を円滑に行う
	女性部ブロック会議	4回	女性部の事業を各ブロックで円滑に行う
	女性部全体会	1回	女性部の総会
	各事業専門委員会	随時	各事業の運営を円滑に行う
広報	会報「不老又新」の発行	2回	会員への情報提供及び関係機関や市民への啓発事業として発行
	シニア連ホームページの運営	随時	これからの世代に対して情報提供を行う
	チラシ配布	随時	シニアクラブへ入会を促すチラシを作成し、自治会に配布
研修	シニアクラブセミナー	35回	友愛活動を担っている会員の資質向上や健康でいるための知識、情報等を提供
	管外指導者研修会	1回	単位シニアクラブの正副会長や役員等の研修

	新任会長役員研修会	1 回	新任の各クラブ役員へシニア連の組織等を説明する
	会計相談会	1 回	会計について不安のあるクラブに対して個別に対応する
交流	日帰り研修旅行、一泊旅行、輪投げ大会、グラウンドゴルフ練習・大会、囲碁大会、将棋交流会、俳句大会、芸能大会、カラオケふれあいのつどい、健康吹き矢大会、歴史に親しむ会、ボッチャ大会、女性部おたのしみフェスタ、体力測定会、e スポーツ教室、健康麻雀教室、他新規教室		
行事	会員作品展、他区市町村老連との交流会、新春のつどい、調布よさこい、福祉まつり、地域交流事業への協力、小学校等との世代間交流		
他	第4ブロック事業参加	随時	東老連多摩地区第4ブロック内の会議・事業への参加
	東老連等への参加	随時	東老連・全老連の会議・事業への参加

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助 市	委託	事業
14	福祉団体助成事業				

福祉団体等の運営や事業に対し助成を行います。

目標と方針

- 資金助成を通じて、団体の活動を支援します。

実施内容等

No	令和7年度助成団体(予定)	助成内容
1	調布市原爆被害者の会	会運営費・平和大会参加助成
2	調布市遺族厚生会	会運営費・平和祈年祭
3	共同募金調布地区協力会	会運営費

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
15	調布市障害者（児）団体連合会への支援				

調布市身体障害者福祉協会、NPO 法人調布心身障害児・者親の会、調布市聴覚障害者協会及び調布市精神障害者家族会かさざぎ会が、障がいの種別を超えて連携し、市民及び関係機関への理解を深めることができるよう、調布市障害者（児）団体連合会の事務局として円滑な事業運営に努めます。

目標と方針

- 当事者同士の情報交換や交流の機会を創出し、各団体の連携を深め、障がい理解の促進を図ります。

実施内容等

- 総会及び評議員会を開催します。
- 各団体の障がい理解につながるような交流会を実施します。
- 地域の福祉課題等をテーマに合同会議を開催し、行政や関係機関等と情報を共有し、課題の解決に向けて検討します。
- 調布市が実施する講演会等に協力します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
16	機材の貸出				

市民活動、地域活動の支援としてイベント用の機材貸出を行います。

目標と方針

- 住民主体活動の充実を側面から支援するため、貸出備品を整備していきます。

実施内容等

- プロジェクター、スクリーン、CD ラジカセ、拡声器、ワイヤレスアンプセット、延長コード、ボッチャボール式、輪投げセット、折りたたみ椅子、テント大、テント小、テントウェイト、ブルーシート、冷水用ジャー、ビンゴゲーム抽選機、パネルセット、譜面台、ポップコーン機、移動式赤ちゃんの駅（授乳用テント・おむつ台）等を無料で貸出します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
17	後援事業				

福祉施設、福祉団体が主催する催し物や企業等が主に社会福祉を目的として行う催し物に対して後援します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
18	健康支援金の支給		市		

原子爆弾被爆者健康手帳を所持している方に、健康支援金を支給します。

目標と方針

- 市内在住のすべての原爆被害者を支援できるよう関係機関と連携していきます。

実施内容等

- 市内在住の被爆者健康手帳を所持している方に年1回健康支援金1万円を支給します。

番号	事業名	財源			
19	調布市いきいきクラブ調理運営協議会事務局	通所介護事業より委託費として支出			

通所介護事業「アイビー」の昼食提供をするボランティア組織「調布市いきいきクラブ調理運営協議会」の事務局機能を担います。

目標と方針

- ボランティアによる昼食提供が安定的に実施されるよう、20 ブロック（ボランティア班の呼称）の代表者（ブロック長）会議を通じて、情報共有と連携を図り、欠員やボランティアの欠席がある場合の協力依頼を行っていきます。
- 欠員ブロックへの応援のため重複して活動される方が過度な負担とならないように、ボランティアへ協力できる日のアンケートを取り、検討していきます。
- 活動時やブロック長会議、研修会を通して通所介護事業「アイビー」の利用者の状況を伝え、利用者にとって美味しく食べやすい昼食となるように共に考えていきます。
- 集団給食施設として衛生管理を徹底するために、定期的に研修会等の場で講習を受けます。
- ボランティアがやりがいを感じられるよう、利用者の声を届ける方法を検討します。また、各ブロックが提供した昼食を写真に残し共有を図るなど、各ブロックが影響しあい、より安定した昼食提供となるよう、モチベーションを維持できるように考えていきます。
- ボランティア同士の交流を図り、今後に活かすことのできる調理実習等の企画を検討します。
- ボランティア活動に楽しみや生きがいを感じられるよう調理環境の整備を行います。
- 紙ベース以外のボランティア募集動画等を活用した広報を検討し、幅広い世代に周知できるよう検討します。
- 広報活動を重ね、新規ボランティアの獲得に努めボランティアの負担を感じることのないよう努めます。
- 調布社協内にも活動内容を周知し、幅広くボランティア募集を行っていきます。
- 調理活動を通して、ボランティア同士のコミュニティや事務局とのつながりを深め、協議会の活動を活発化できるよう検討します。
- ボランティアがやりがいを持ち、負担を感じることなく活動を継続できるよう、協議会の運営方法や今後の方向性について話し合いを重ねます。

実施内容等

- ・調理活動 年 225 回
- ・総会 1 回 役員会 12 回 ブロック長会 12 回、監査会 1 回
- ・研修会 2 回

7 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
20	地域福祉コーディネーター 【重点項目】 （コミュニティソーシャルワーカー）		市	市	

制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方等に対し、相談対応ならびに地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。

目標と方針

- 社会の変化とともに変わり得る課題に対して、既存の概念にとらわれず、柔軟な発想でニーズの把握と対応できる体制づくり、様々な社会資源の創出を目指します。
- 「重層的支援体制整備事業（多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業・地域づくり事業）」において、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。また、住民主体の交流・参加・学びの機会の増加を目指します。
- 「多機関協働事業」について、調布市地域福祉計画の重点施策である地域におけるトータルケアシステム推進のため、支援会議及び重層的支援会議、福祉圏域別専門職ネットワーク会議等を通して、多機関連携支援体制の構築を目指します。
- 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」について、個別の訪問、地域のイベントや会議等への参加を通して個別支援ニーズや地域生活課題を把握し、当事者に対して丁寧に関わり、関係性の構築を目指します。
- 「参加支援事業」について、様々な課題を抱えている住民が孤立することなく地域で生活できるよう、支援機関、企業・商店、行政等と連携しながら、地域住民とともに社会資源の創出と拡充を図り、当事者と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- 「地域づくり事業」について、ルーテル学院大学、近隣市（三鷹市、武蔵野市、小金井市）並びに各市社協とともに、「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開催し、新たな支え合い活動を企画・実施する中核となる活動者を養成します。また、過年度に同講座を受講した地域住民のネットワークを形成するとともに、それぞれの立場を生かしたファシリテーター活動のフォローアップに取り組めます。
- 「地域づくり事業」補助金について、新たに多世代が集う場を立ち上げようとする団体や活動を広げていこうとする団体の後押しとなるよう運用していきます。
- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）及び地域支え合い推進員を統括する人材を専任で配置し、重層的支援体制整備事業の全体調整や全市的な地域生活課題の解決に向けた取組の推進、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）及び地域支え合い推進員の支援力の向上及び連携強化を図るためのマネジメントを行います。
- 不登校・ひきこもり等につながる生きづらさを抱える当事者及びその家族等の多様なニーズに対応できるよう、当事者や家族、関心者、支援機関、企業・商店、行政等と連携しながら、年代別、テーマ別、内容別等多様な資源開発に向けて取り組みます。
- 第6次調布市地域福祉活動計画の推進を図ります。
- 調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会と連携・協働し、社会福祉法人が取り組む地域

公益活動の推進を図ります。

- 研修への参加や外部講師によるスーパービジョン（指導・助言等）を行い、職員の資質向上に努めます。

番号	事業名	財源
21	ちょうふ地域福祉フォーラム	地域福祉コーディネーター事業より支出

自分たちが生活する地域の課題を発見、把握し、課題解決をするための視点や実践を学ぶ機会とします。住民の地域福祉への関心を高め、地域づくりのきっかけとなることを目的に開催します。

目標と方針

- 福祉課題及び地域課題に応じたテーマを設定し、実施します。
- 住民が地域福祉をより身近に感じ、関心が高まるフォーラムを実施します。
- 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業や第6次調布市地域福祉活動計画との連動を図ります。

第3 高齢者福祉

介護が必要な高齢者や、予防の必要な高齢者を対象にした調布市からの受託事業が中心の事業の計画です。

1 相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	福祉相談			市	

調布市総合福祉センターにおいて、対面又は電話による各種相談や問い合わせに応じ、傾聴、情報提供及び各関係機関への連絡・紹介を行います。

目標と方針

- 相談内容の趣旨をしっかりとつかみ、各関係機関とのスムーズな連携を図りながら、専門性のある相談活動に努めます。

実施内容等

種類	担当	実施日	場所
福祉に関する生活全般や 制度の利用等の相談 その他各種問合せ	福祉相談員	月～金曜日 9:00～16:00	総合福祉センター

2 通所事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	通所介護・総合事業国基準通所型サービス（アイビー）			市	○

介護保険制度のサービスとして、要支援及び要介護状態になった利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように、通所介護事業及び国基準による通所型サービスを実施し、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

目標と方針

- 東京都集団指導に基づき適正な事業運営を行います。
- 通所介護等計画書兼機能訓練（運動機能向上）計画書を具体的でわかりやすい内容で作成し、利用者の在宅生活に活かせるようにしていきます。また、モニタリングの充実を図りニーズに対応したサービスの向上に努めます。
- 専門療法士による各利用者の自主トレーニングメニューの作成に力を入れ、職員間で共有し身体機能の維持と利用者の満足度につなげます。
- 言語訓練のニーズにより一層対応するため、言語訓練の実施日を増やします。
- マニュアルの更新を行い、職員間で統一したサービスの提供に努め、改善点を適時確認

し利用者の安心感を得られるようにしていきます。

- 月1回の実施が定着している消防訓練を継続するとともに事業継続計画（BCP）を活用した訓練に取り組みます。
- 職員の支援技術のスキルアップ及びチームケア向上のため、計画的に研修を実施します。また、介護員、看護師、専門療法士、相談員等多職種による支援の強みを生かし、ミーティング等によるコミュニケーションの円滑化を図り、連携によるケアを推進していきます。
- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の関係機関や家族、法人内の高次脳機能障害者支援促進事業との連携を図り、利用者の望む生活の実現に向けて取り組みます。
- 利用者の地域での生活が充実するように、活用可能な地域資源の情報提供や調布社協内での事業と連携を図ります。
- 「アイビーだより」やパンフレット、ホームページ等を活用し、広報の強化を行います。サービスを必要としている方に情報が届くよう、地域包括支援センター等関係機関への継続的なアプローチにより事業の周知を図ります。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化を推進し、利用者にとっての安全安心なサービスを提供します。
- 事業継続計画（BCP）に基づき、感染症や災害が発生しても必要なサービスを継続して提供できる体制を整えます。
- 介護保険事業所における感染症の予防及びまん延の防止等に関する取組を徹底します。

実施内容等

事業	対象	実施日	定員	内容
通所介護	要介護1～5	月～金曜日	1日 35人	機能訓練（理学療法・作業療法・言語訓練）・趣味活動・制作・音楽・体操・レクリエーション
総合事業国基準 通所型サービス	要支援1、2 事業対象者	年間実施 日数242日		

<研修項目>

対象	実施日 (スタッフ会議時)	研修内容
現任及び新任の 職員	4月	・高次脳機能障がいに関する研修
	5月	・プライバシーの保護に関する研修
	6月	・マナー接遇に関する研修
	7月	・倫理・法令順守に関する研修
	8月	・虐待(身体拘束)に関する研修
	9月	・事故発生・再発防止に関する研修
	10月	・感染症の予防に関する研修
	11月	・虐待(身体拘束)に関する研修
	12月	・摂食嚥下機能に関する研修
	1月	・BCP（業務継続計画）に関する研修

	2 月	・ 認知症に関する研修
	3 月	・ ハラスメントに関する研修
	随時	・ その他の研修

※上記のほか、東京都、東京都福祉人材センター等が主催する研修への派遣を適宜実施予定

<時期ごとの行事活動>

時期	行事内容	時期	行事内容
3 月～4 月	さくら見学	11 月	紅葉見学

※七夕やコンサート等、多様な行事を検討していきます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	総合事業市基準通所型サービス（よつば）			市	

介護予防・日常生活支援総合事業として、調布市独自の基準による通所型サービスを実施します。また利用者が要介護状態になることを予防するため、運動機能向上プログラム等により、身体機能の維持、改善を図ります。

目標と方針

- 身体機能を維持し、在宅で自立した生活が継続できることを目指して、ストレッチ体操、コグニ体操、廊下歩行を実施します。運動指導講師による体操を各曜日月1回、実施します。
- 創作活動は利用者の希望を伺いながら、機能維持も兼ねた手先を動かすことができる多様な活動を提供していきます。また、現行の講師による活動（体操、陶芸、音楽、絵手紙）、リラクゼーション活動、外出活動は活動内容の充実を図っていきます。
- 健康や衛生、安全等利用者の生活に役立つような情報提供を行っていきます。
- 年2回、各利用者と面談を実施し、活動への満足度、要望を伺い、活動内容の充実につなげていきます。
- 通所時の様子や面談を通じて、生活面での困りごとを把握し、利用者が安心して生活し続けられるよう地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等家族や関係機関と連携していきます。
- 利用者増加につながるよう、一般の方に向けた事業説明会を開催します。また、よつばだよりの定期的な発行、ウインドウへのポスター掲示、機関紙「ふくしの窓」への掲載、ホームページの活用等の広報活動も継続していきます。

実施内容等

実施日	年間実施回数	定員	対象者	内容
月曜日	42 回	15 人	要支援認定を受けた	介護予防に必要な「体操」

水曜日	50 回	15 人	方・基本チェックリストにより、事業対象者となった方のうち、市基準通所型サービスの利用が必要な方	「脳トレ」を中心に「趣味活動」「創作活動」等を実施します。
金曜日	50 回	15 人		

＜研修項目＞

通所介護・総合事業国基準通所型サービス（アイビー）と同じ内容で実施予定。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	ふれあい給食			市	

市内在住の70歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯や日中ひとりで過ごされている方で会場となる小学校に自力通所できる方を対象に、児童との給食会食による世代間交流や、創作趣味活動、体操等を通じ、孤独感の緩和、介護予防を図ります。

目標と方針

- 引き続き感染予防対策をとり、利用者・協力員の安全に努めながら柔軟に実施します。
- 利用者の高齢化やコロナ禍の事業休止・縮小に伴う他サービスへの移行により利用者数が減少したため、機関紙「ふくしの窓」や市報への掲載、関係者・機関との連携により、積極的に利用者募集を行います。
- 拠点となる小学校との連携により、安定した運営を行います。
- 小地域交流事業に参加し、活動発表・地域交流する機会を設けます。
- 利用者が積極的にプログラムに参加できるよう工夫します。
- 利用者の自発的な活動を支援します。
- 利用者の状況に応じて、家族・関係機関と連携し、支援を行います。
- 利用者に、各種情報を提供します。
- 協力員研修を行い、協力員のスキルアップと協調を図ります。
- 消防訓練を年に2回実施します。
- 安全・安定した運営のため適宜、協力員の募集を行います。

実施内容等

場所	曜日	時間	定員	年間回数	備考
染地小学校	火曜日	10:00～15:00 (小学校の給食休業時は 10:00～ 13:00)	16 人	49 回	1 日 3 人の協力員と事業担当者により運営
	水曜日		16 人	50 回	
緑ヶ丘小学校	水曜日		16 人	50 回	
	金曜日		16 人	50 回	
石原小学校	木曜日		16 人	51 回	

	金曜日		16 人	50 回	
北ノ台小学校	木曜日		16 人	51 回	

3 福祉機器貸出し

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	福祉機器貸出し		市		○

介護保険法、障害者総合支援法及び調布市の福祉諸制度の利用が対象外となる方々に対して、車いす及び特殊寝台を有料で貸出し、日常生活を支援します。

目標と方針

- 車いす貸出しの需要増に対応するため、車いすの購入や寄付の活用等、台数の安定確保に努めます。
- 車いす修理ボランティアによるメンテナンスを行い、安全な状態で車いすを提供できるようにしていきます。

実施内容等

機器の種類	対象者	利用料	貸出し期間
車いす	① 歩行困難な方 ② 在宅で介護・散歩・通院等に必要の方	1 か月 300 円	3 か月以内で必要な期間 3 か月以上必要な場合は更新可能
特殊寝台	65 歳未満の方で、上体起立姿勢の保持が困難な方	レンタル料の 20%	貸与の必要がある期間

※介護保険法や障害者総合支援法により福祉機器を利用できる方は原則として公的サービスを優先しますが、緊急を要する場合は、一時的に貸し出してから、各制度の窓口をご案内いたします。

4 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	地域支え合い推進員 【重点項目】 (生活支援コーディネーター)			市	

介護保険法に基づく生活支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業における地域づくり事業）の一環として、第2層(※)に地域支え合い推進員を8人配置し、高齢者等の生活支援サービスの体制整備を推進します。

※第2層・・・調布市基本計画に基づく8つの福祉圏域

目標と方針

- 地域の活動、イベント、会議等に参加し、地域住民、企業、団体、支援機関等と「顔の

見える関係」を構築するとともに、地域ニーズの把握に努めます。

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、生活支援サービスの充実・創出を図ることを目的として、多様な主体が参画する第2層協議体（※）を開催します。
- ひだまりサロン事業や地域福祉活動計画の推進などの事業と連動し、高齢者の健康維持や見守りといった活動参加を促すとともに、住民同士がつながる機会を増やします。
- 多様な担い手に働きかけ、活動の拠点となる居場所の開発、支え合いによる活動の拡充を目指します。
- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）及びボランティアコーディネーターをはじめ、第1層地域支え合い推進員（※）、他部署、支援機関との情報共有・連携を図ります。
- 令和6年度に実施した「高齢者の社会参加等の場の実態に関するアンケート」の調査結果を分析し、高齢者の社会参加及び介護予防等に取り組む団体の活動がより一層充実するための支援策について検討します。
- 高齢者の情報格差の解消に向けて、地域住民同士の支え合いの活動を推進するとともに、団体同士の横のつながりを深めます。
- 令和6年度に地域住民の声から1つの福祉圏域で活動が始まったeスポーツを、新たな交流の場として他圏域に広げていきます。
- 地域支え合い推進員及び地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）を統括する人材を専任で配置し、重層的支援体制整備事業の全体調整や全市的な地域生活課題の解決に向けた取組の推進、地域支え合い推進員及び地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の支援力の向上及び連携強化を図るためのマネジメントを行います。

※第2層協議体・・・住民、企業、団体、支援機関等と地域生活課題を話し合う場

※第1層地域支え合い推進員・・・調布市高齢者支援室

実施内容等

役割	内容
資源開発	・ 地域生活課題及び地域資源の把握・分析 ・ サービスの担い手養成 ・ 地域に不足する生活支援サービスの検討・創出 ・ 普及啓発事業を活用したニーズ調査 ・ 高齢者等が担い手として活動する場の確保 ・ 地域ニーズ、情報の見える化の推進
ネットワーク機能の構築	・ 関係者間の情報共有 ・ サービス提供主体の連携の体制づくり ・ 第2層協議体の開催 ・ 複数の圏域が合同で行う情報交換 ・ 地域活動団体の交流の場の創出
ニーズと取組のマッチング	・ 第2層協議体で解決が困難な問題を第1層協議体へ提案 ・ 支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング

第4 障がい者福祉

障害者総合支援法に基づき、社協が事業者として提供するサービスや、調布市からの受託サービスを提供する事業の計画です。

1 相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	指定相談支援事業所【重点項目】				○

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを実施します。

目標と方針

- 制度の枠にとらわれず、利用者が必要とする社会資源の活用を推進し、社協のネットワークを活かしたサービス等利用計画の作成を行います。
- 重複障がいがある方の支援や家族支援が必要な方への対応、複合化する地域の課題について社協内の他部署や他機関と連携しながら検討・共有します。
- 毎月定例会議を開催し、各担当者が作成したサービス等利用計画及びモニタリング報告書等の共有を行い、支援方針や対応方法について検討します。
- 65歳に達する方の介護保険サービスへの移行について、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携を強化して、年齢や制度で分断されることのない支援体制の構築を目指していきます。
- 地震や水害等の災害発生時に備え、自助への声掛けや社会資源の把握や発信に努めていきます。

実施内容等

実施日時
月～金曜日(但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)9:00～17:00

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	障害者相談支援事業【重点項目】			市	

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、市内在住・在勤の障がい者やその家族からの相談に応じ、その人らしい生活を支えます。

目標と方針

- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）等、地域に根差した取組を行う関係機関との連携を強化し、制度化された福祉サービスのみならず、様々な地域の社会資源を活用した支援を行います。
- 様々な不安を抱えている方の気持ちを受け止め、必要な情報提供をすることで、不安を

少しでも軽減できるような支援を行います。

- 障害者手帳の取得や障害年金の受給等、当事者が抱えているニーズを明確化し、申請手続きのフォロー並びに関係機関や社会資源へのつなぎ等、適切な支援を提供していきます。
- 障がい者差別の解消に関する相談について、行政と連携しながら対応します。
- 相談記録や事例を分析し、当事者が抱えるニーズを把握することで、新たな社会資源の開発について検討します。
- 調布市障害者配食サービスの窓口として、利用者と配食サービス事業所との調整を行います。
- 相談支援で把握したニーズを踏まえた生活講習会を展開する等、障害者地域活動支援センタードルチェとの連携を推進します。
- 当事者や関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体である「調布市障害者地域自立支援協議会」のワーキンググループを運営します。
- 事例検討や研修を通じて、サービス等利用計画作成の相談員として必要な知識の修得習得や技能の向上に努めます。

実施内容等

実施日時
月～金曜日(但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)9:00～17:00

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	高次脳機能障害者支援促進事業【重点項目】			市	

高次脳機能障がい者(児)及びその家族等に対する相談支援を実施します。医療機関や障害福祉サービス各事業所、家族会等の関係機関と連携を図り、講演会を開催する等、高次脳機能障がい者(児)への支援と理解を促進します。

目標と方針

- 調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会を実施し、関係機関との連携体制により地域の支援力を高めます。
- 相談支援記録や対応事例の分析、連絡会等を通して、地域での高次脳機能障がい者(児)のニーズや課題を把握し、地域に必要な社会資源等について検討します。
- ニーズ把握から明らかになった当事者・支援者の関心が高い内容について、テーマ別、症例別の講習会を企画します。
- 地域資源マップ作成に携わっている東京慈恵会医科大学附属第三病院を中心とした北多摩南部医療圏域関係機関連絡会に参加し、他地区との情報共有や協働、市内の新しい社会資源の開拓を図ります。
- 東京都や専門機関等が開催する研修会に参加し、最新の情報の収集に努めます。
- 内部研修として、担当職員が専門家から個別にスーパーバイズを受けることで支援スキルの向上に努めます。

- 高次脳機能障がいの当事者を研修会の講師に招き、障がいや生活のことについて学ぶ機会を設けます。

実施内容等

- 相談支援
- 高次脳機能障害者支援機関連絡会
- 支援スキルの向上を図るための講習会・事例検討会の実施
- 高次脳機能障がいに関するチラシ等のPR及び普及啓発

2 訪問事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	手話通訳者派遣事業【重点項目】		市		

聴覚障がい者の日常生活・社会参加を支援するために、手話通訳者を派遣します。

目標と方針

- 相談支援事業と連携し、サポートが必要な聴覚障がい者を支援します。
- 手話通訳サービスの向上を目的に、手話通訳者に対して定期的な研修を行います。
- 手話講習会・手話通訳者登録選考試験検討会において、調布市聴覚障害者協会・調布市登録手話通訳者の会とともに検討し、地域で活躍する新規手話通訳者を多く輩出できるよう、よりよい登録試験の仕組みやあり方等の検討を行います。
- 調布市や民間団体、企業及び政党が行う会議・講演会等の各種催しへの手話通訳者派遣を実施します。
- 合理的配慮の観点から、情報保障として団体等に手話通訳をつけていただけるよう、普及啓発に努めます。

実施内容等

(1) 個人派遣

項 目	内 容
利用対象者	身体障害者手帳の交付を受けた調布市在住の聴覚障がい者
利用時間数	定めなし
利用時間	事業所開館時間（平日 9:00～17:00）のほか、土日祝日および緊急時の派遣も行います。
利用方法	登録は不要ですが、メールでの申請希望者は、事前登録が必要です。

(2) 団体派遣

項 目	内 容
利用対象者	①調布市（調布市からの委託事業者を含む） ②非営利団体、企業、政党等の団体
	派遣希望日の 30 日前までに、所定の申請書をメールでお申込み。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	同行援護事業				○

障害者総合支援法に基づき、移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な情報の提供や移動の援護等、外出する際に必要となる援助を行うヘルパーを派遣します。

目標と方針

視覚障がいの方に対し、障害福祉制度や他制度の情報提供ができるように努めます。

利用者の高齢化に伴う身体面・精神面における状況の変化に対応するため、必要に応じて介護保険のケアマネジャー等と連携しながらサービス提供を行います。

- より良いサービス提供ができるよう、定期的にガイドヘルパーの現任研修を実施し、スキルアップを図ります。
- ガイドヘルパーが安心して働き続けられるように、働きやすい環境づくりを行います。
- ガイドヘルパーの心理的負担を軽減し、モチベーションを維持できるように必要に応じてケアを行います。
- 情報共有を丁寧に行い、ガイドヘルパーが適切なサービスが提供できるようにします。
- 個人情報保護と守秘義務の徹底を目指します。
- 多摩地区同行援護コーディネーター連絡会を通して、他市コーディネーターとの連携を図り、情報を収集します。
- 福祉人材育成センターにおける同行援護従業者養成研修と連携し、ガイドヘルパーの担い手の増加を目指します。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	調布市から障害福祉サービス受給者証を交付された方
利用時間数	調布市により個別に定められています。
利用時間	365日（原則 6:00～22:00）
利用方法	利用者の依頼に基づきヘルパーを派遣します（利用には事業所との契約及び依頼時には事前の予約が必要です）。

3 通所事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	中途失聴・難聴者のための手話講習会		市		

中途失聴・難聴者とその家族にコミュニケーション手段の確保のため、手話等の学習機会や交流の機会を提供します。

目標と方針

- 学習の機会を提供するとともに、受講者同士の交流のため交流会を実施します。
- 講習会の参加だけでなく、必要に応じて相談支援事業や障害者地域活動支援センタード

ルチェの活動につなげ、より地域で暮らしやすくなるよう支援します。

- 経験者コース修了後も学びや交流が継続できるようドルチェサロンや聞こえない聞こえにくい人のサロン「ゆびさきの会」を紹介します。
- 各受講者の学習進度によって、講習会コースの選択を受講者と一緒に考えます。
- 初心者コースでは、手書きとパソコン入力の要約筆記者の協力を得て、受講者への情報保障を行います。

実施内容等

課程	実施日	実施回数	定員	内容
初心者コース	火曜日 13:30～15:30	各年間 20 回 予定	6 人程度	初歩的な手話技術の習得
経験者コース			10 人程度	手話技術の習得

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	在宅障害者（児）緊急一時保護事業			市	

市内に在住する 65 歳未満の障がい者に対し、その保護者が冠婚葬祭、疾病、事故等の理由により一時的に介護が困難な場合に、総合福祉センター内で登録介護員が障がい児・者の保護を行います。

目標と方針

- 障がい特性の理解及び支援技術向上のため介護員研修を実施し、支援の充実を図ります。
- 介護員の確保のため広報を行い、サービスの充実を図ります。
- 様々なニーズに対し、適切なサービスを提供するよう努めるとともに、他サービスとの連携を図ります。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	市内在住の手帳交付を受けた 65 歳未満の障がい者で、常時介護が必要な方
利用時間	9:00～21:00、同時間帯 2 人まで受け入れ可能
利用限度	1 人あたり月 5 回まで
利用方法	事前登録・申請に基づき利用
利用料	無料

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
8	障害者地域活動支援センター事業（ドルチェ） 【重点項目】	他		市	○

市内在住在勤の障がい者が地域で自立した生活を送るため、創作的活動及び生産活動の機会の提供、関係機関との連絡調整、地域住民との交流活動、障がいに対する理解促進や普及・啓発、ボランティア育成、自立生活への相談支援等を実施します。

目標と方針

- 身体障がい・高次脳機能障がい者等、障がいがある方の多様なニーズを踏まえて、活動を充実させます。
- 障がい当事者協力員によるピアサポート機能を強化し、当事者同士の横のつながりを深め、相互支援を促進します。
- 障がいのある方を中心としたサロンや生活講習会を通じて、当事者同士が出会い、経験交流や情報交換ができる機会を設けます。
- 障がい当事者と定期的な意見交換を行い、障がい当事者の視点を取り入れたサービスの提供を目指します。
- 障がい者の日中活動の場を定例開設し、社会参加の機会を設けます。
- 障がい当事者が関心を持ち、主体的に参加できる企画を実施し、学びや体験、発表の機会を設けます。
- 協力員活動やプログラム、イベント等への参加を通じて、地域住民の障がい理解を促進し、共生社会の充実を目指します。
- ドルチェだより（年6回発行）、調布社協ホームページ、リーフレット、福祉まつり、自主グループ活動PR等を通して、わかりやすい情報発信を心がけます。
- 相談支援事業と連携し、必要に応じて個別支援につなげます。
- 障がいに関する専門知識やコミュニケーションスキル向上のための研修を実施します。

実施内容等

【定例活動】

週	月	火	水	木	金	土
1	若草 ippo アイ	クローバー ゆびさき	サロン 若草	クローバー 簡単体操	若草	
2	若草	クローバー	サロン 若草	クローバー	若草	
3	若草	クローバー ゆびさき	サロン 若草	クローバー	若草 年金相談	サロン 生活講習会
4	若草 キラ星	クローバー	サロン 若草	クローバー うたごえ	若草	
5	若草	クローバー	サロン 若草	クローバー	若草	

① 相談支援

地域活動支援センターの利用者を対象とした生活全般の相談

② デイサービス

	実施日	内容
クローバー	毎週火・木曜日 10:00～15:00	65歳未満で身の回りのことについてほぼ自立している障がいのある方（介護保険外）を対象とし、生活リズムを整え、外へ出る

		きっかけづくりとして、外出、音楽、製作等の趣味活動を行う場
若草	毎週月・水・金曜日 10:30～14:30	市内福祉作業所製品の販売（総合福祉センター1階） 事務作業（点字、封入・折り、切手仕分け、パソコン等）、洗濯作業、ポスティング等

③ 各種サロン

	実施日	内容
ドルチェサロン	毎週水曜日 10:00～16:00	当事者協力員が基本的に常駐 誰もが気軽に集う情報交換・交流の場 パソコン、体重計、血圧計を設置
	オンラインサロン 月1回水曜日	
	第3土曜日 10:00～16:00	
高次脳機能障がい者 サロン「キラ星☆」	第4月曜日 10:00～15:00	高次脳機能障がい者が、企画・買出し・軽食づくり・外出・創作・プログラム活動等様々な体験を通し、個々の能力を発揮できる場
中途視覚障がい者サロン 「月曜 ippo アイ」	第1月曜日 13:30～15:00	途中で視覚障がいになった方同士が集う情報交換やイベントを通じた交流の場
聞こえない聞こえにくい 人のサロン 「ゆびさきの会」	第1・3火曜日 13:30～15:30	中途失聴・難聴者手話講習会を卒業した、途中で聞こえにくくなった方の集いの場

④ 各種講習会・作品展

	実施日	内容
生活講習会	年間10回程度 (予定)	障がい当事者のための講習会(趣味活動、情報交換、イベント、学び等)
パソコン講習会	年間12コース (予定)	障がい者が社会で求められるITスキルを身につけることができる講座や、利用者の困りごとを解決できる個別相談会 視覚障がいのある方を対象にした、当事者講師によるスマホ利用講座
ドルチェ作品展	年1回	障がい当事者や団体等による絵画、書道、手工芸品等の展示、活動発表の場

⑤ 定例活動

	実施日	内容
簡単体操教室	第1木曜日	音楽に合わせて楽しく体操する場

	13:30～14:30	※手話通訳あり
障害年金個別相談会	第3金曜日	障がいや疾病のある方とその家族を対象にした社会保険労務士による個別相談会
うたごえドルチェ	第4木曜日 14:00～15:30	電子ピアノの演奏に合わせて、季節に合った歌や懐メロを歌う場

⑥ 自主グループ支援

○ 連絡会 年1回

○ 自主グループ活動紹介

活動紹介情報紙作成、総合福祉センター4階廊下の自主グループコーナーのほか、機関紙「ふくしの窓」、「ドルチェだより」、調布社協ホームページで活動を掲載

○ 自主グループの新規立ち上げ支援や継続支援（総合福祉センター内活動室優先予約等）

○ イベントの共同開催

⑦ 普及・啓発

○ ドルチェだよりの発行(年6回)

○ 調布社協ホームページ、調布FMの活用

○ リーフレットの作成

⑧ ボランティア育成

○ 障がい当事者の学びの場づくり

4 福祉機器貸出し

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
9	福祉機器貸出し		市		○

第3 高齢者福祉 3福祉機器貸出しに同じ P34

第5 児童福祉

障がいのある児童を対象とした、放課後等デイサービス事業や子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供をし、相談事業を行う事業の計画です。

1 放課後等デイサービス（ぴっころ）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	放課後等デイサービス（ぴっころ）			市	

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所として、心身に障がいのある市内在住の小学生・中学生・高校生を対象に放課後活動を提供します。一人ひとりの障がい特性や興味に合わせたプログラムを実施することで、児童の健やかな成長を支援します。

目標と方針

- 市立施設として、すべての児童と保護者に公平で安心できるサービスの提供に努めます。
- 幅広い年齢層の利用者や障がい特性、ニーズに合わせ、環境・体制整備を行います。
- 個別支援計画を作成・更新することで、個々のニーズの把握と目的を持った支援の確立に努めます。
- 音楽療法士による音楽療法プログラムを実施します（火～金曜日）。音楽を活用して、自分の感情をコントロールする力や社会性を身につけることができるよう支援します。
- 月曜日の音楽活動プログラムを毎週実施し（8月及び一部の週を除く）、利用率向上に努めます。
- 音楽療法プログラム以外の時間に、壁面アート等の活動に取り組み、児童の造形活動支援を行います。
- 保護者との面談を通じて、児童の支援についての情報交換を行い、必要に応じて相談支援事業や学校との連携を図ります。
- 事業に対する評価や要望を把握し、保護者との信頼関係をさらに深め、よりよい事業運営を行うよう努めます。
- 保護者へアンケートを行い、保護者（利用児童）の意向を踏まえたサービス提供に努めます。
- 学校や他事業所、相談支援機関と連携し、事業を周知しつつ利用者の確保に努めます。
- 障がい特性の理解や支援技術向上のため、職員・介護員研修を行います。
- 安定した事業運営のため、介護員の増員を図ります。

実施内容等

項 目	内 容
利用対象者	市内に住所を有する心身に障がいのある小・中・高校生(※) (※)継続利用に限る
利用時間数	原則週1回

利用時間	月～金曜日、14:30～17:30 (学校の長期休暇中は13:30～17:30)
利用方法	申請に基づき利用、希望曜日によっては待機の可能性あり
利用料	児童福祉法に定める放課後等デイサービス給付費の1割 (他の放課後等デイサービスを併用している場合は、世帯の所得に応じた上限額あり)

2 子ども・若者総合支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	子ども・若者総合支援事業（ここあ） 【重点項目】			市	

家庭の事情等により、進学や就職をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者に対して学習支援や居場所を提供するとともに、進学や自立に向けた相談事業を行います。

(1) 相談事業

事業の利用を希望、または現に利用している中学生・高校生・大学生等や、不登校、学校中退・ひきこもり等、生きづらさを抱えた概ね15歳以上の子ども・若者及びその家族、ひとり親家庭等の親及びその子どもからの相談に対応します。

目標と方針

- 子ども・若者やその家族、ひとり親家庭等の親及びその子どもからの幅広い相談に対応し、関係機関との連携を生かしながら、ニーズの掘り起こしや課題の発見に努めます。
- 調布市子ども・若者支援地域ネットワークにおける総合相談窓口として、来所相談だけでなく、訪問や同行支援を活用し、地域の機関等との連携を深めることを通して相談体制を強化します。
- 個別支援においては関係機関との連携を必要に応じて行い、利用者のライフステージや状況に応じた支援を進めます。
- 必要に応じて、訪問による相談支援（アウトリーチ）及び通院や各種手続き、学校見学等の同行支援を行います。
- 定期的に相談支援ミーティングを行い、個別支援の方向性を担当職員間で共有し、支援の質の向上に努めます。
- 相談者に合わせ、メールやZOOMなど対面に限らない相談を実施します。
- 相談を利用しているご家族に向けて家族交流会や勉強会を実施することで、孤立しがちな保護者の支援も行います。
- 土日しか相談に来られないご家族に向けて休日相談を設ける等、柔軟に対応します。

実施内容等

	対象	実施日等	内容
子ども・若者 相談	本事業を希望または利用している中学生や、生きづらさを抱えた概ね15歳以上の子ども・若者及びその家族	平日 10:00～20:00 木曜のみ 10:00～17:00	子ども・若者に関する総合相談
ひとり親 家庭相談	ひとり親家庭等の親及びその子ども	平日 10:00～20:00 木曜のみ 10:00～17:00	ひとり親家庭に関する生活相談等

(2) 学習支援事業

児童扶養手当や就学援助等を受給しているひとり親家庭や、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子である原則中学生を対象に進学や進級のための学習の機会を提供します。

目標と方針

- 学習支援コーディネーターを中心に、学生ボランティアによるマンツーマンの個別学習支援を行います。他者との交流が苦手な子どもには、少人数で学習ができる部屋を用意し環境を整えます。
- 学生ボランティアとのコミュニケーションを通じて、学力向上に限らず、学習習慣や将来展望の獲得、ロールモデル化を通して自己肯定感の向上を目指します。
- 中学3年生の進路選択等の相談について、全員面談を実施しながら必要に応じて中学校や関係機関と情報共有を行います。また、夏休み開始時より週に最大3日通所できる自習サポートを受験対策として実施、さらに高校受験の出願等に関して必要なフォローを関係機関と連携しながら丁寧に行います。
- 新中学3年生の保護者を対象に、受験の仕組みや志望校の選び方等、複雑化している受験制度を理解してもらう取り組みとして進路説明会を実施します。また、日中仕事をしている保護者も参加しやすくなるよう夜の時間帯に開催します。
- 学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、ボランティアの確保に努めます。また、ボランティア研修を適宜行い、活動日には職員との打合せや振り返りを丁寧に行い、より効果的な支援が行えるよう工夫します。
- ボランティアへの心的ケアとして適宜個別面談を行うとともに、活動のやりがいを見つけて長期的に活動へ参加してもらうため、ボランティアの意見・要望を取り入れる仕組みづくりや連絡・コミュニケーションツールを活用し、活動定着を図ります。
- 中学就学前準備として、対象世帯で小学校卒業を間近に控えた小学6年生に対し、必要に応じて学習支援を提供します。
- 高卒認定試験を目指すひとり親家庭の親及び20歳未満の子どもに対して学習のサポートを行います。課題提出の進捗確認など必要に応じて適宜個別面談を行います。
- 学習支援利用時におにぎり等を軽食として提供します。軽食の提供にあたっては、食物アレルギー等への配慮をします。

実施内容等

対象	各曜日定員	実施曜日	時間
・児童扶養手当等受給しているひとり親世帯の子である中学生 ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の子である中学生	40 人程度	月曜日 水曜日 金曜日	18 時～20 時
児童扶養手当等受給しているひとり親世帯の親及び 20 歳未満の子	1 人程度	応相談	1 時間程度
内容			
・学習支援コーディネーターを中心とした、学生ボランティアによる個別学習 ・1 日＝1 時限（50 分）×2 コマ 休憩 10 分（軽食の提供あり） ・休憩時間や受験前の壮行会にて、学習支援ボランティアより自身の経験談等の紹介（キャリア教育） ・学習支援利用中学生の「卒業を祝う会」を 3 月に実施 ・本事業を利用している子の保護者会を年 2 回実施			

(3) 居場所事業

不登校や高校中退・ひきこもり等生活に課題のある概ね 15 歳以上の子ども・若者を対象に、安心して通えるための必要な居場所を提供します。

目標と方針

- いつでも来やすく安心できる居場所を目指します。職員やボランティア、同じ悩みを持つ仲間との交流を通じ、自己肯定感を高めていけるよう支援します。また、個々の課題や個性に配慮した居心地よい空間づくりに努めます。集団が苦手な方に対しては、個別枠の利用ができるよう柔軟に対応します。
- 利用者の個性や興味関心を引き出すためのプログラムや生活リズムの改善、運動不足の解消をするためのプログラム、調理活動を通じて生活スキルを身に付けられるようなプログラムなどを実施していきます。また、利用者発案のプログラムも大切にして、実施できるかどうか検討しながら一緒に計画します。e スポーツなど、他機関と交流できるプログラムについても、引き続き関係機関とともに調整しながら実施します。
- プログラムで制作した作品は、本人の了承に基づき出来る限り展示していきます。また、他の方でも見る事ができるように作品集として冊子化するなど検討し、自己肯定感の向上に繋げていきます。また気軽に自己表現活動ができる環境を作り、利用者自身が意欲を持って活動に取り組めるようサポートします。
- 創作体験やイラスト制作、パソコン入力、軽作業など仕事体験を意識したプログラムや、社会へのハードルを下げるための体験を意識し、企業と連携した社会体験、就労体験も実施していきます。
- 居場所にて学習を希望される方に学習サポートを行います。
- 定期的に居場所ボランティアミーティングを行い、職員とボランティアとの情報共有を図ります。

- 利用者のニーズを確認する手段として、スマートフォンでの回答が可能な匿名のアンケート(匿名)を実施していきます。
- 居場所利用者の生活全般のニーズや目標を把握するために、相談支援担当と定期的に情報共有しながら「個別利用計画」を作成します。

実施内容等

対象	利用定員	実施曜日	時間
高校中退者、ニート、ひきこもり等の状態にある概ね15歳以上の生活課題のある子ども・若者	15人	平日 (木曜除く)	10時～18時
内容			
・マンガ、ゲーム、軽食提供、自習スペースあり ・Wi-Fi環境あり、ノートパソコン・タブレットによるインターネット利用可能 ・見学、お試し利用あり ・各種プログラム活動を用意			

① 居場所・学習支援共通行事

社会経験、交流の機会として、学習支援、居場所事業の利用登録者及びボランティアを対象に実施します。調理実習等飲食を伴う取り組みについては、感染症対策を講じた上で実施方法を検討します。また、その他の活動についても工夫して取り組みます。

活 動	内 容
ここあカフェ	夜の時間帯(18時～20時)の居場所ニーズを充足することを目的に交流しながら相談もできる場を提供(月1～2回程度)
卒業生向け学習会	中学卒業以降の学習サポートと相談関係を保つ機会を提供(年5回程度)
卒業生向け自習室	中学卒業以降の学習の場の提供と、学校・家庭・進路等相談関係を保つ機会の提供として試行(月1回程度)

(4) 運営管理業務

① 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会

- 事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、事業を進めていくにあたっての課題を検討します。

② 事業強化とスタッフ資質の向上

- 対象者理解のための研修や、よりよい支援のあり方を構築するためのミーティングを行います。
- 1か月に一度事例検討会を行います。臨床心理士にスーパーバイズを依頼し、支援に関する専門性の向上を目指します。
- 内外の研修に参加し、子ども・若者に関する課題、施策や制度等の知識・理解を深めます。

実施内容等

活 動	回数	内容
運営委員会	年3回	事業運営についての協議、検討、意見交換
学習支援ボランティアミーティング	年3回程度	学習支援のあり方や課題についての話し合い、情報共有
居場所スタッフミーティング	年4回程度	居場所のあり方や課題についての話し合い、情報共有
事例検討会	月1回	臨床心理士をスーパーバイザーに、職員の資質向上及び事業のあり方検討を目的に実施

第6 低所得者福祉

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、低所得者・離職者対策事業や生活困窮者自立相談支援事業等を通して、さまざまな制度や関係機関と連携を図りながら、自立に向け包括的・継続的な支援を行います。

1 低所得者・離職者対策事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	受験生チャレンジ支援貸付事業			市	

学習塾等の費用と高校や大学等の受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行います。

目標と方針

- ふくしの窓やホームページ、関係機関への周知等を早期に行い、必要な世帯に情報が届くよう広くPRします。
- 複雑・多様化しているニーズに対し、他制度へつなぐなど、関係機関と連携を図ります。

実施内容等

- 一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生またはこれに準じる者（浪人生等）を対象に、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室等の受講費用及び受験料の貸付を行います。
- 貸付対象である学校へ入学した場合、申請により、返済が免除となります。

2 生活困窮者自立相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	生活困窮者自立相談支援事業			市	

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

目標と方針

- 複合的な課題のある相談者に対して、包括的かつ継続的な支援を行います。
- 生活困窮者の早期把握や課題解決、地域での見守りを行うため、関係機関・関係者とのネットワークを構築します。また、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）等と連携し、アウトリーチによる支援に努めます。
- 生活困窮者の支援に必要な地域資源を検討、開拓していきます。
- 食糧支援団体と協力体制を構築していきます。

- 事業周知のため、広報活動を随時行います。
- 物価高騰等の影響により困窮した世帯に対して、きめ細やかに継続的な支援を行います。
- コロナ特例貸付の長期滞納者、償還困難な借受人に対し、生活再建・自立に向けた相談支援を行います。

実施内容等

調布市からの委託事業として、次の事業を柱に実施します。

① 自立相談支援事業

- 生活再建、自立に関する相談支援を実施します。
- 関係機関等への同行支援を行います。
- 就労支援員による就労支援を実施します。また長期離職者等就労が難しいと思われる方へ就労準備支援を行います。
- 社会復帰に向けて中間的就労や居場所等となる地域資源を検討・開拓します。
- 嘱託医（精神科医）による医療相談を実施します。
- 住居確保給付金及び令和7年度より拡充される転宅支援の申請受付・手続き支援は、生活福祉課と連携し共有しながら進めていきます。

② 家計改善支援事業

- 収入・支出、その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援します。
- 多重債務を抱えた方へ債務相談機関を紹介し、必要に応じて同行支援を行います。
- 関係機関等への同行支援を行います。
- 生活に必要な資金の貸付の斡旋を行います。
- ファイナンシャルプランナーによる家計相談を実施します。

③ 学習支援事業

第5 児童福祉 2 子ども・若者総合支援事業 (2) 学習支援事業 P46 に同じ

第7 資金の貸付等

低所得世帯や生活困窮者に対して実施している資金の貸付等の計画です。

1 緊急援護資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	緊急援護資金の貸付	会			○

低所得世帯の市民に対し、緊急を要する場合の生活費及び災害費を貸し付けることにより、生活の安定を図ることを目的とします。

調布社協で面接、申請の受付及び貸付をし、貸付後は借受世帯の償還や生活について相談支援を行い、生活安定に向けたサポートをします。

目標と方針

- 現状やこれまでの生活状況等を丁寧に聞き取ったうえで、本事業で対応すべき緊急性について判断していきます。
- 「調布ライフサポート」（生活困窮者自立相談支援事業）や地域福祉コーディネーターと連携を図りながら、支援を行います。
- 滞納世帯の生活状況を把握し、償還に向けての支援を実施していきます。
- 必要に応じ他制度へのつなぎや情報提供等、他機関と連携して世帯を支援していきます。

実施内容等

- 事業対象者…緊急を要し所得が少なく、他から融資を受けることが困難であると認められる市民
- 貸付額…生活費、災害費ともに 10,000 円以内の必要額
- 貸付金だけでは賄えない世帯の場合には、他制度利用の支援を行います。

2 あったか支援金支給

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	あったか支援金支給	基			

帰宅行路に要する交通費の援助を求める生活困窮者や不慮の事故等により緊急の援助を必要とする者に対して、交通費、食事代、その他、救済に必要な費用を支給します。

目標と方針

- 「調布ライフサポート」（生活困窮者自立相談支援事業）や調布市生活福祉課と連携して、自立した生活の一助となるよう、社協の地域公益活動の一環として取り組みます。

実施内容等

- 支給額…上限 1,000 円

3 生活福祉資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	生活福祉資金			東社	

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付及び相談支援を行います。

目標と方針

- 複雑・多様化しているニーズに対し、貸付だけでなく必要な制度や関係機関へつなぐ等きめ細やかな相談支援を行います。
- 借受世帯に対し、必要な相談支援や関係機関・制度の案内等を行うことにより、貸付後の支援をより充実させます。
- 訪問や電話等により長期滞納世帯の生活状況を把握し、生活の安定及び償還に向けた支援を強化します。
- 他機関との情報共有・連携の充実を図ります。
- 生活困窮者自立相談支援事業「調布ライフサポート」、受験生チャレンジ貸付、子ども・若者総合支援事業「ここあ」、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、地域支え合い推進員等、法人が行う他事業とも幅広く連携し、生活困窮者及び世帯の支援を行います。
- 貸付制度の情報が必要な世帯に届くよう、関係者・機関への周知を強化、その他広報活動についても検討します。

実施内容等

① 福祉資金、教育支援資金

調布社協で面接、書類の受理、担当民生児童委員の面接等の手続きを行い、債権者である東社協で審査が行われます。貸付後は、担当民生児童委員と調布社協が連携し、借受世帯の償還のための支援等を行い、生活のサポートをします。

② 緊急小口資金

所得の少ない世帯に対して、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、資金の貸付を行い、その世帯の安定と自立を支援します。

調布社協で面接、書類の受理をし、債権者である東社協で審査が行われます。貸付後は、調布社協が借受世帯の償還のための支援等を行い、生活のサポートをします。

③ 不動産担保型生活資金

将来にわたり、住み慣れた我が家での生活を希望する低所得高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の安定と自立を支援します。

調布社協で面接、書類の受理をし、債権者である東社協で審査が行われます。貸付決定後の借受世帯へのサポートは、東社協が3か月に1回生活資金を交付し、調布社協は毎年行う生活状況調査や3年ごとに行う再評価により、見守りやニーズ把握を行います。

④ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

自宅を所有する要保護状態（生活保護の対象となり得る状態）の高齢者世帯に対し、そ

の不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の安定と自立を支援します。

調布市福祉事務所（調布市生活福祉課）で保護の要否判定を行った後、調布社協で申請手続きを行い、債権者である東社協で審査が行われます。貸付決定後の借受世帯へのサポートは、東社協が毎月生活資金を交付し、調布社協は調布市福祉事務所と連携し、毎年行う生活状況調査や3年ごとに行う再評価により、見守りやニーズ把握を行います。

⑤ 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）及び生活費や一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯について、調布ライフサポート（生活困窮者自立相談支援事業）と連携を図りながら支援を行います。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	生活福祉資金（特例貸付）			東社	

新型コロナウイルス特例貸付（以下、特例貸付という）の償還に関する相談に応じ、適切なフォローアップ支援を行います。

目標と方針

- 生活に困窮しており、生活再建の支援が必要な借受人のご相談に応じます。
- 手続き等の情報が必要な方のもとに届くように働きかけます。
- 手続き支援や情報提供等、個々の状況に合わせた伴走型の支援を行います。
- 生活困窮者自立相談支援事業「調布ライフサポート」、受験生チャレンジ貸付、子ども・若者総合支援事業「ここあ」、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、地域支え合い推進員等、法人が行う他事業とも幅広く連携し、生活困窮者及び世帯の支援を行います。

実施内容等

① 基本事業

償還猶予の相談、猶予申請、猶予期間終了時の意見書の提出

猶予期間中の生活状況把握、見守り支援

償還困難者への電話や訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた相談支援と「調布ライフサポート」との連携支援

② 任意事業

償還遅延者、困難者、償還未応答者への電話等によるプッシュ型の償還免除申請の案内や手続き支援、生活再建に向けた相談支援と「調布ライフサポート」との連携支援

4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金			東社	

ひとり親家庭の親であって、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し就職に有利な資格の取得を目指す方や調布市子ども家庭課にて就労支援プログラムを作成し生活の自立を目指す方に対し、入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付の手続きを行い、自立の促進を図ります。

目標と方針

- 事務手続きが迅速かつ確実に実施できるよう関係機関と情報の共有、連携を図ります。
- 相談においては、必要に応じて他制度の情報提供や支援機関につなぐ等、関係機関と連携します。
- 制度を必要としている方や対象となる方が資金に関する情報を適切に得ることができるよう案内します。

実施内容等

- 申請書類、貸付金交付に係る借用書等を受付け、審査機関へ送付します。

第8 権利擁護

日頃の生活や将来に不安のある高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の支援、大切な書類の預かり等などにより、安心して生活が送れるよう援助する事業の計画です。

1 地域福祉権利擁護事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	地域福祉権利擁護事業 【重点項目】			東社	○

判断能力が十分でない方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、助言や情報提供により、その意思決定や選択・契約を支援します。

福祉サービスの利用料の支払いをはじめとした日常的な金銭管理、通帳・権利証等の重要書類の預かり、苦情解決制度の利用の支援を通じて、利用者が地域で安心して生活を送れるようにします。

利用者の意向にあわせて専門員が支援計画を立て、その計画に沿って生活支援員が定期的に支援します。

目標と方針

- 利用者の生活への配慮・支援方法の工夫を行い、安心して意思決定できるように支援します。
- 複合的な課題をもつ利用者も多いため、多職種・他機関と連携し、様々な社会資源を活用しながら支援します。また、生活保護を受給している利用者へは、今後も市の担当ケースワーカーとの役割分担や連携をして支援します。
- 概ね3か月おきにモニタリングを行い、生活状況や身体状況を鑑み、支援計画の適切さを確認していくことにより、利用者が地域で安心して生活できるように支援します。
- 社協内や外部の専門職ネットワーク会議に参加し、事業周知や顔の見える関係作りをします。
- 専門員の資質向上のため、全社協、東社協、その他の研修に積極的に参加していきます。その中で支援のアプローチや工夫について、他社協との情報交換を行います。
- 生活支援員のスキルアップや情報共有等を目的とした研修会及び業務連絡会を開催します。
- 調布市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、本事業利用者や相談者が適切に成年後見制度につながるよう、関係機関と協働しながら本人の意思決定支援やスムーズな制度利用に貢献していきます。
- サービスを必要とする人に情報が届くような人が事業の利用につながるよう、広報紙の活用や市民、各関係機関等への事業説明等により、幅広く事業を周知していきます。

実施内容等

項 目	内 容	
対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方	
契約締結	本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。	
サービス内容	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス	
支援計画作成	利用者の意向を確認して援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成します。	
サービスの提供	専門員の指示に基づき、生活支援員が日常的な援助を行います。	
利用料	福祉サービス利用援助や書類手続きなど	1時間まで 1,000 円
	日常的金銭管理サービス 通帳等本人保管 通帳等社協保管	1時間まで 1,000 円 1時間まで 1,500 円 ※延長 30 分までごとに 500 円加算
	書類等預かりサービス	1 か月 1,000 円

2 福祉サービス利用援助事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	福祉サービス利用援助事業		市		○

判断能力のある高齢者や身体障がいのある方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、助言や情報提供によりその意思決定や選択・契約を支援します。

日常的な金銭管理、通帳・権利証などの重要書類の預かり、苦情解決制度の利用の支援を通じて、利用者が地域で安心して生活を送れるようにします。

目標と方針

- 利用者の生活状況・身体状況を把握するとともに、利用者が自分で意思決定を行い、地域で安心して生活できるよう支援します。
- 支援を必要とする方が利用につながるができるよう、市民や関係機関に本事業の周知をします。

実施内容等

項 目	内 容
対象者	判断能力のある高齢者や身体障がいのある方。
契約締結	本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。
サービス内容	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス
支援計画作成	利用者の意向を確認して援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成します。

サービスの提供	専門員の指示に基づき、生活支援員が日常的な援助を行います。	
利用料	福祉サービス利用援助や書類手続きなど	1 時間まで 1,000 円
	日常的金銭管理サービス 通帳等本人保管 通帳等社協保管	1 時間まで 1,000 円 1 時間まで 1,500 円 ※延長 30 分までごとに 500 円加算
	書類等預かりサービス	1,000 円/月

3 あんしん未来支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	あんしん未来支援事業		市		○

頼れる親族がいなかったために急な入院や亡くなった後のことが心配という高齢者が、安心して地域生活を送れるよう、十分な判断能力があるうちに、見守りや日常生活の支援、緊急時の対応等、個々の状況に応じた支援方法を決めて契約します。

目標と方針

- ホームページやYouTube、調布 FMなどを活用した広報活動を行います。
- リニューアルしたパンフレットを活用し関係機関や地域住民への周知を行います。
- 本事業に関わるテーマ（後見制度や遺言、死後事務等）の講演会を開催し、市民の方々の啓発に努めます。
- 専門職からの助言を受け、一人ひとりに合った支援計画を作成し、地域で安心して生活が送れるように支援します。
- 月1回の訪問・電話による見守りサービスにて利用者の生活状況の把握や各関係機関と連携していきます。
- 医療機関・入所施設等への周知方法・関係構築に向けたアプローチ方法等を検討します。
- 年6回あんしん未来支援事業審査会を開催し、行政・弁護士・司法書士等で構成される委員から助言等を受けながら事業運営します。
- 国、都の方針や他市の動向を的確に捉え、社協に求められる役割を考慮しながら、身寄りがなく不安を抱えている市民のニーズによりフィットしたサービスになるよう検討してまいります。

実施内容等

項 目	内 容
対象者	①調布市在住の 65 歳以上の高齢者の方で、支援してくれる親族がいない方 ②判断能力があり、一般的な契約行為が可能な方 ③居住する不動産を除く資産額が 3,000 万円未満の方 ※①②③のいずれにも該当する方
契約締結	本人と協議会が利用契約を結び、預託金を預かります。

サービス内容	・見守りサービス ・日常生活支援サービス（預貯金のおし入れや支払い、入院・入所時における契約手続き等の支援） ・緊急時等支援サービス（入院・入所時の手続き・支払い支援、必要物品の準備、お届け、葬儀埋葬に要する手続き支援） ・書類等預かりサービス	
支援計画作成	利用者の意向を確認して支援計画を作成します。	
サービスの提供	月1回の電話または訪問等による安否確認の他、必要に応じて支援します。	
利用料 （資産額により決定）	見守りサービス	1 か月 1,500 または 2,000 円
	日常的金銭管理サービス 緊急時等支援サービス	1 時間まで 1,500 または 2,000 円 ※延長 30 分までごとに 500 円加算 ※通帳等を協議会が保管する場合は、最初の 1 時間に 1,000 円加算
	書類等預かりサービス	1 か月 1,000 円

第9 調布市総合福祉センターの運営

調布市総合福祉センターで実施している老人福祉センター事業及び身体障害者福祉センター事業並びに市民活動の場の提供の事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市総合福祉センターの運営			市	

高齢者、障がい者及びボランティア・市民活動の拠点となる活動場所を提供します。

また、調布市が進める総合福祉センターの整備計画を念頭に、その在り方を法人としても検討していきます。

1 貸出室の管理

目標と方針

- 高齢者、障がい者、ボランティア・市民活動団体及び市内在住者等の活動の場を提供します。また、社協機能を発揮して当事者の組織化とボランティア・市民活動団体との交流を促進し、当事者やボランティア・市民活動団体の主体的な活動を支援していきます。

実施内容等

- 201～203 会議室、茶室は、開館日のすべての時間で貸出を行います。
- 教養娯楽室は日曜日、夜間に、視聴覚室及びトレーニングルームは土・日曜日、夜間に貸出を行います。

2 教養娯楽室の利用

目標と方針

- 高齢者及び障がい者のみなさんの憩いと交流の場として教養娯楽室を一般開放します。また子ども若者支援のための読書、学習の場としても有効活用していきます。

実施内容等

- 安心してご利用いただくことや緊急時のために、初回利用時に利用者登録を行い、2回目以降は氏名を記入することで利用できます。
- 平日と土曜日の午前、午後に一般開放します。

3 入浴サービスの提供

目標と方針

- 家庭での入浴や公衆浴場を利用することが困難な高齢者及び障がい者の方に、入浴の機会を提供します。

実施内容等

- 男女各週1回午後の一般開放で利用できます。
- 安心してご利用いただくことや緊急時のために、初回利用時に利用者登録を行い、2回目以降は氏名を記入することで利用できます。
- 一人では入浴が困難な方は、介護者とともに貸切での利用ができます。

4 センターの整備【重点項目】

目標と方針

- 令和9年度中に完成予定の新しい総合福祉センターが、新たな共生社会づくりの拠点として定着し、親しみを感じてもらえる場所となるよう課題の整理やニーズの把握に努めていきます。

実施内容等

- 新しい総合福祉センターの整備の進捗を調布市とも適宜情報共有しながら、移転計画の作成に向けた課題整理を行っていきます。
- 調布駅周辺の福祉機能が新しい総合福祉センターへ適切につなぐフロント機能としての役割を果たせるよう調布市との協議をすすめていきます。

第2部 ボランティア・市民活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

市民活動支援センター（以下、「センター」という）及び各コーナーでは、「2023～2027 市民活動支援センター中長期運営方針」（以下、「中長期運営方針」という）に沿いながら、センターや各コーナーが関わる団体をはじめ、施設、学校や企業などの外部機関との連携をさらに深めてきました。

ボランティアや市民活動への参加を希望する市民へは、丁寧に話を聞きながら、実際の活動につながるように努めました。また、サマーボランティアなどの体験プログラムを通じて、ボランティア人材の発掘や育成にも取り組みました。若い世代へのアプローチは、ボランティアの高齢化が散見される現在、センターにとって重要な取り組みと言えます。

運営委員会では「こども」、「50代」、「高齢者」という3つの年齢層がそれぞれ抱える地域課題について議論し、その課題意識を「えんがわフェスタ」において市民と共有することができました。

加えて、防災、減災の取り組みについては、近隣自治体社協間（小金井市、狛江市、府中市、三鷹市、調布市）で「北多摩南部ブロックにおける災害ボランティアセンターの設置・運営に関する相互応援協定」を締結するなど、発災に備えた体制作りを進めることができました。引き続き、他機関と連携しながら有事に備えた準備を進める必要があります。

第2 基本方針

「中長期運営方針」基本理念の「市民が主役の住み続けたいまちづくり」、「未来に希望の持てる社会の実現」に向けて、多様な個人、団体や企業と協働しながら、開かれたセンター運営を継続していきます。

中間支援組織として求められる機能や役割を果たし「中長期運営方針」の成果や課題を整理し、センター機能の充実を図ります。

第3 重点項目

1 「中長期運営方針」5本の柱に対応したセンターの運営

「市民の地域参加の推進」、「パートナーシップの強化」、「えんがわファンドによる寄付文化の醸成」、「居場所やサードプレイス（家庭や職場ではない第3の居心地の良い場）の周知と推進」、「災害時に備えた支え合いの醸成」の5本の柱を中心に、基本理念の実現を目指します。

また、「中長期運営方針」基本理念の実現のために、センターが具体的にどのような役割や機能を担うべきかについて、運営委員会で議論を進めていきます。加えて、その議論を深めていくために、先進的な取り組みや好事例を知るための機会を設けます。

2 職員の支援力向上

地域福祉コーディネーターと地域支え合い推進員の市内全域配置に伴い、ボランティアコーディネーターの働き方も変化しつつあります。今後、自分たちが担うべき役割はどこにあるのかについて、職員間で言語化しながら、支援力の向上に努めます。

II 事業計画

市民活動を支援し、市民主体の住みよいまちづくりを進めていくための事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	市民活動支援センターの受託・運営			市	

目標と方針

- 市民主体の視点を大切に、事業運営とサービス提供を進めます。
- はばたきスペースやコミュニティルームなど、市民が集う機能を活かした施設運営を進めます。

実施内容等

- 市民活動支援センター運営委員会による運営
多様な市民主体の開かれた運営を基本とし、運営委員会を定期的に開催します。また、「中長期運営方針」の理念の実現にむけて更なる議論と実践とに努めます。
- 市民活動支援センター利用者のニーズ把握
利用者の意見を反映したセンター運営を目指し、利用者アンケート調査や利用者会議を開催し、その声を事業運営に生かします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	コーナー（ブランチ）の運営	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- より地域に密着したボランティア・市民活動の支援拠点として、地域の課題解決に向けた相談支援、事業運営とサービス提供を、センターと一体的に進めます。

実施内容等

- 各コーナー（ブランチ）での市民交流事業の実施
各コーナー（ブランチ）を拠点に活動する市民活動団体同士、あるいはブランチの近隣

住民等の地域コミュニティをつなぐ機会として、社協事業である小地域交流事業を含む、多様な交流事業を実施するとともに、地域の人材の発掘・育成及び地域内の協働に取り組めます。

○ 多様な団体との連携

地域包括支援センターや自治会、地区協議会、ボランティア団体等と連携し、身近な地域課題の発見や解決に向けて取り組めます。また、地域のボランティア団体、市民活動団体の支援にも取り組めます。

○ 野ヶ谷の郷の運営のバックアップ

センターは、空き店舗を利用し、市民自身が運営している野ヶ谷の郷をバックアップします。地域の居場所として、機能の充実に努めます。

○ 身近な拠点での相談支援の充実

市民の身近な拠点である各コーナー（ランチ）のボランティアコーディネーターは、地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員と連携して、地域課題の発見、解決に取り組めます。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市	委託 市	事業 ○
3	ボランティア・市民活動団体及び個人への支援				

目標と方針

- 中間支援組織として、市民や団体が主体的に活動できるよう支援します。

実施内容等

○ 市民活動に関する相談支援の充実

個人と団体との間のマッチングを行うだけでなく、個人や団体がボランティア・市民活動に積極的な意義を感じ、主体的に取り組むことができるよう、相談支援を進めます。

○ 居場所やサードプレイスの推進

市民が心身ともに健康に暮らすことができる市民主体の場づくりの推進とその運営の支援を行います。

○ 施設機能を生かした市民活動支援

はばたきスペースなど、活動を行う場所や機能を所持していることを十分に生かしながら、ボランティア、市民活動を支援します。また、個人や団体間の交流促進のため、えんがわギャラリーや壁面展示など活動報告の機会を提供します。

提供場所	施設機能
国領・小島町	はばたきスペース、コミュニティルーム、ボランティア活動室の管理運営
	ロッカー、メールボックスの管理運営
国領	えんがわ文庫の棚貸し

	倉庫スペースの貸出し
	パソコンコーナーの提供
	印刷コーナーの設置（有料）
	情報コーナー・展示スペース（えんがわギャラリー、壁面展示）の提供
	電話代行サービスの提供（月単位、有料）
国領・各コーナー	ボランティア保険・行事保険の加入受付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	人材発掘・育成及び学びの機会提供	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- イベントやプログラムだけではなく、日常的な相談支援を新たな人材との出会いの場と捉え、そこで出会った方々が主体的に地域に参加していけるよう支援します。

実施内容等

- ボランティアガイダンスの実施
市民の自発的な社会貢献活動のきっかけづくり、ボランティアの基本的な考え方や活動のポイントを学び、その後の活動につなげていけるよう、センター並びに各コーナー（ブランチ）が連携してガイダンスを定期的に行い、人材を発掘・育成します。
- サマーボランティアプログラムの実施
おもに学生を対象に、夏休み期間を利用したボランティア活動体験プログラムを実施し、地域参画のきっかけづくりや活動目的の理解・学習としての機会を提供します。また、体験者のフォローアップを行うことで、新たな人材の発掘や育成の機会とします。
- 出前講座の実施（学校や企業等で実施する講座・研修会への協力）
学校や企業、地域等で行われる総合的な学習の時間、市民活動講座や研修会等へボランティアスタッフや障がい当事者、コーディネーターが出向き講座を実施します。
- 講座の実施
これから市民活動を始めようという方や、既に活動を展開している団体等、それぞれのニーズに対応する講座を実施します。広く市民活動に関する入門講座や防災教育等、専門的なテーマに基づく講座を実施し、互いに支え合う地域づくりを後押しします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	情報発信と共有の強化	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- 様々な広報媒体を用いて、より多くの人を知りたいと思う情報提供に努めます。また、

団体が伝えたいと思う情報提供を支援します。

実施内容等

○ 広報媒体の特性を生かした情報提供

センターやコーナー（ブランチ）で取り扱う情報のうち、ボランティアの募集など広く市民の目に留める必要のある情報については、センターのホームページや市内全戸配布のふくしの窓（社協機関紙）等を用いて情報提供をします。また、タイムリーに伝える必要のある情報は SNS、紙幅を必要とする情報は「えんがわだより」を用いるなど、内容に応じて情報提供の仕方を工夫します。

○ 「団体リスト」の作成

市民がボランティア活動や市民活動の情報を得やすくなるよう、内容を刷新し、「令和7・8年度市民活動団体リスト」を作成します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	市民活動助成事業「えんがわファンド」を活用した市民活動支援と寄付文化の醸成	寄			○

目標と方針

- 「えんがわファンド」の助成を通じて、市内のボランティア・市民活動団体の運営のための「資金」と「つながり」を支援します。
- 共感者としてのサポーターを増やし、個人、企業や団体の寄付文化の醸成に努めます。

実施内容等

○ 助成団体への相談支援の充実

ボランティア・市民活動団体に対して、助成申請時にのみ相談支援を行うのではなく、助成終了後の将来を見据えながら相談支援を行うことで、センターと団体との間で、豊かなまちづくりのための関係構築がなされるよう努めます。

○ 公開プレゼンテーション・交流会の実施

申請時の公開プレゼンテーションや、サポーター会員などの支援者と助成団体の交流会を通じて、「えんがわファンド」が市民による市民のための助成であることを、より明確に伝えられるよう努めます。また、これらの機会を通じて、活動への参加者や共感者が一人でも増え、寄付文化の醸成に寄与することを目指します。

○ 「えんがわファンド」の振り返り

ボランティア団体、市民活動団体の活動がより活発になるよう、「えんがわファンド」のありかたについて、運営委員会などを通じて発展的に振り返ります。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	市民の地域参加の推進・パートナーシップの強化	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- ボランティア、NPO、学校、地域、行政、企業などのあらゆる分野の人たちが、センターを通じて出会う機会を創出し、多様なパートナーシップを構築します。
- コーナー（ランチ）において、より身近な地域課題の発見と解決に向けたボランティア・市民活動を推進し、自治会、地区協議会など諸団体とのパートナーシップを深めていきます。
- イベントを通じて、市民の地域参加と様々な機関のパートナーシップが促進されるよう努めます。

実施内容等

- 相談支援を通じた他機関連携
イベントやプログラムだけではなく、様々な会議への参加や日常的な相談支援のなかで他機関と連携します。行政をはじめとする福祉、教育機関、他市区町村のボランティアセンターや中間支援組織との連携を深めていきます。また、センター運営や事業実施等について、視察・見学の受入を随時行います。
- 市民プラザあくろすでの連携
男女共同参画推進センター、産業労働支援センター及び指定管理者との定期的な会議に参加し、連携を図ります。
- 市民交流事業の実施
市民・団体の多様な活動を支援するとともに、ボランティア活動など幅広い市民活動を支援するセンターとして、「えんがわフェスタ」をはじめ、多様な市民・団体などの日ごらの活動の見える化、多くの市民・団体が参加し、交流やPRにつながる事業の企画・展開します。事業の実施に当たっては、センター運営員等の意見を踏まえつつ、多くの市民・団体等の参加・協働によって市民活動の裾野を広げられるよう創意工夫して実施します。
- 「ちょうふチャリティーウォーク」の実施（共催事業）
企業、市民活動団体、行政による協働事業として「ちょうふチャリティーウォーク」を実行委員会主体で実施します。また、そこで得られた参加費はえんがわファンドの原資として活用します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
8	災害時に備えた支え合いの醸成	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- センターの主催するイベントやプログラムに限らず、地域で行われる防災、減災の取り

組みにも関わりながら、いざという時の市民の支え合いを支援します。

- 調布市と連携しながら、災害ボランティアセンター設置を想定した取組を進めます。

実施内容等

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備
調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置について、調布市と具体的な協議を進め、運営マニュアルの整備を進めます。
- 災害ボランティア養成講座の開催
被災地支援や災害ボランティアセンター運営等に協力していただける災害ボランティア人材の発掘・育成に向けて、災害ボランティア養成講座を開催します。
- 要配慮者支援の普及啓発
調布市が実施する「総合防災訓練」に積極的に参加し、要配慮者支援の啓発に取り組みます。
- 北多摩南部ブロック社協間での連携
令和6年度、北多摩南ブロック社協間で締結した「北多摩南部ブロックにおける災害ボランティアセンターの設置・運営に関する相互応援協定」を踏まえ、訓練など有事に備えたシミュレーションを進めます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
9	調査・研究・提言活動	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- 様々な市民活動の実態を確認するため調査を行い、市民ニーズの把握に努めます。
- 運営委員会での議論を、市民に共有できるよう努めます。

実施内容等

- 市民活動支援センター利用者のニーズ把握
利用者の意見を反映したセンター運営を目指し、利用者アンケート調査を実施し、その声を事業運営に活かしていきます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
10	職員の育成等	寄会歳基	市	市	○

目標と方針

- 多様化するニーズに対応するため、職員のスキルアップにつながる研修の充実をはかります。
- 運営委員会がボランティア・市民活動に一層の好影響をもたらすことができるよう、様々な学びの機会を創出できるよう取り組みます。

実施内容等

○ 職員の資質向上

市民の方々の要望に応えるべく、職員の相談対応力等を高めていけるよう研修を受講します。また、外部から講師を招き、職員のニーズにあった研修機会を設けます。

○ 運営委員の学びの機会の創出

運営委員が地域やセンター運営への理解を深め、さらに活躍しやすくなるよう、勉強会や団体の活動見学など学びの機会を検討、実施します。

第3部 希望の家の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

昨年度導入したコンサルテーションは、支援の土台となる知識のレベルを揃えるところからスタートしました。座学やOJTを通して知識や技術を学び、実際に利用者の行動変容を目の当たりにすることで職員の意識や意欲、支援力に大きな変化がみられています。今年度もコンサルテーションを継続し、さらなる支援力の向上を図ります。

利用者本人や家族の高齢化にともない、生活環境が急変したり、突然重篤な疾患が見つかるといったケースが相次いでいます。障がい福祉のみならず高齢福祉や医療に関する知識、情報の収集につとめ、本人や家族が望むおだやかな地域生活を一日でも長く続けていけるよう支援していきます。

第2 基本方針

重度の知的障がい者を受け入れるセーフティネットの役割を担う施設として、利用者の個別性を大切にし、利用者、市民に信頼される施設運営に努めます。

利用者の障がい特性を理解し、一人ひとりに対して健康的で楽しい日中活動を提供し、地域での生活を豊かにします。

第3 重点項目

1 ライフステージの変化に合わせた個別支援

利用者の多くが、青年期から老年期まで長い年月にわたり通所されています。

医療や介護、余暇支援など、それぞれのライフステージに合わせた適切なサービスを提供できるよう、関係機関とも連携しながら生活支援を進めます。

2 地域とつながる施設運営

日中活動や年中行事を通して、障がい理解の促進や福祉のまちづくりに取り組み、地域資源の一つとして希望の家が地域にできることを考えます。

3 知的障がい、自閉症支援の専門性向上

知的障がい、自閉症支援の専門性を追求し信頼される施設を目指します。

また、3施設間での職員交流や勉強会などを計画的に実施し、目指すべき方向性を一致させ、支援の標準化、支援スキルの継承を図ります。

4 危機管理体制の整備

事業継続計画（BCP）の定期的な見直しやシミュレーションを行い、家族や関係機関とも必要な情報を共有するなど、危機管理体制を整備します。

Ⅱ 事業計画

第1 調布市希望の家の運営

知的障がい者生活介護事業として調布市から受託している調布市希望の家の事業運営計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市希望の家運営受託事業	他		市	○

実施内容等

1 利用人数

調布市希望の家 24 人 利用定員 (26 人)		調布市希望の家分場 8 人 利用定員 (12 人)	合 計 32 人 利用定員 (38 人)
利用日時	利用時間	月～金曜日 9:00～16:00	
	休 日	土日祝・年末年始	

2 健康維持、教養娯楽活動、各種イベントなど

◎定例活動

活 動	回 数／内 容
体操教室 (講師による指導)	月 2 回／柔軟体操など (本場のみ)
ダンス教室 (講師による指導)	月 1 回／柔軟運動やダンスなど (分場のみ)
水泳教室 (講師による指導)	不定期／水泳活動および水中ウォーキングなど (分場のみ)
音楽教室 (講師による指導)	月 1 回／ピアノの伴奏でそれぞれのリクエスト曲を歌の合唱と楽器演奏
ジャンベ教室 (講師による指導)	月 1～2 回／アフリカ太鼓の自由な演奏
あーと教室 (講師による指導)	月 1 回／手芸や工作など、独創的な創作活動 (本場のみ)
作業療法活動 (作業療法士による指導)	月 1～2 回／それぞれの能力に合わせた健康維持活動、創作活動
パソコンプログラム (講師による指導)	月 1 回／パソコンでカレンダーなどを作成 (本場のみ)
健康維持活動	適時／ウォーキング、公園散策など
入浴	月 1 回 (分場のみ・希望制)

◎イベント活動

活 動	回 数／内 容
日帰り旅行	年 1 回／大型バスで行楽地へ行く旅行
教養娯楽活動	適時／e スポーツ・レクリエーション、季節に合わせたイベント(ハ

	ロウイン、クリスマス、節分、初詣など)、畑作物の収穫、年末お疲れさま会、年度末お楽しみ会など
リフレッシュ活動	年1~2回／リフレッシュと社会経験を積む機会としてのグループ外出活動
運動会	年1回／調布市福祉作業所等連絡会主催の運動会に参加
音楽鑑賞会	年1回／プロのJAZZ奏者を招いての音楽鑑賞及び交流
地域のつどい	本場は2月に近隣小学校の振替休暇日の平日に、工作教室を実施した。近隣住民が施設に来やすい、魅力あるイベントを企画する。
二十歳を祝うつどい	二十歳を迎えた利用者をお祝いする会
作品展示会	年1回／たづくりのギャラリー等にて、活動で創作した作品による「希望の家手づくり展」を開催

3 作業活動

各種生産及び作業活動を提供し、収入から工賃を支給します。

作業内容	企業受託（軽作業）	和菓子の箱詰め・箱折・シール貼り、カーテン部品の袋入れ、学校ジャージ再利用のための刺繍取り、ゴルフボール削り
	自治体受託（軽作業）	公園清掃
	地域団体受託	フードドライブ食品運搬
	自主製品販売（常設委託販売・イベント販売）	名刺作成、レターセット、メモ帳、刺繍製品、コースター、アクセサリー等の製作と販売、常設委託販売（わかくさショップ）のほか、地域のつどい、福祉まつり等でのイベント販売を実施
	ポスティング	福祉作業所等連絡会共同受注による、社協広報紙「ふくしの窓」（隔月1回）、ごみカレンダー（年1回）、「じよいなす」の全戸配布
	古紙回収	公共施設、福祉施設、企業、学校などから回収した古紙をリサイクル業者に運搬
工賃		点数制で計算し、毎月20日口座振り込みにて支給 ※収支状況によっては一時金の支給もあり

4 昼食提供

- 配食業者と提携し、昼食（弁当）を提供します。
- 普通食に加え、低カロリー食や肉類除去食、アレルギー対応食のほか、軟飯、刻み食にも対応します。
- お楽しみ企画として定期的に昼食で出前やカレーの日を設けます。

5 健康診断・健康管理

- 健康診断・健康管理を実施し、健康の維持を支援します。
- 家族・医療機関・その他関係機関との連携を強化し、健康維持に努めます。
- 衛生環境を整え、感染症対策に努めます。

種 類	回 数／内 容
健康診断（生活習慣病予防など）	年1回／身長、体重、問診、胸部X線、検尿、血液検査 40歳以上は眼底、骨粗鬆症、心電図検査の実施
健康相談・問診（嘱託医）	本場（年7回）、分場（年3回）／嘱託医による利用者の健康管

	理と健康上の相談
体重・体脂肪・血圧測定	月1回以上 年間を通して看護師による個別の健康管理を実施
歯科健診	年1回／健診、歯磨き指導を実施
インフルエンザ予防接種	年1回／希望者に実施

6 利用者及び家族支援など

(1) 当事者活動の支援

利用者、家族の当事者活動を支援するとともに、その意見を運営に反映させるために、利用者自治会、家族会の開催に協力します。

利用者の重度化や親の高齢化、時代の変化等により、それぞれの会の在り方も変化しつつあり、運営面でもサポートが必要となっています。利用者、家族の主体性を尊重し、今後の組織運営や活動について協力していきます。

団体名	回数／内容
利用者自治会	月1回／オンラインまたは集合型で、3施設の近況報告やイベントの報告などを行います。自治会から運営委員を1人推薦します。
家族連絡会 家族会	施設主催の連絡会（年2回予定）を開催し、報告や意見交換の場とします。また、連絡会後半の時間帯を活用した家族主催の会合や勉強会、交流会など、家族会の活動をバックアップします。 家族会からは運営委員を1人推薦いただきます。

(2) 利用者の家庭支援

- 継続した通所のため、地域生活の安定を図るとともに個別の状況に合わせ、生活上の問題解決に向けて関係機関とも連携し支援します。
- 延長利用（日中一時支援）の提供等、求められるサービスを検討し、実施していきます。

7 送迎事業

- 自力通所が困難な利用者を対象に調布市希望の家送迎サービス実施基準に基づき行います。
- 10人乗りワゴン車、8人乗り貨物車、車いす対応リフト車などを使用し、職員や送迎員（臨時職員、派遣職員）の運転および添乗で、施設ごとに運行します。対象利用者それぞれの自宅（市内グループホームを含む）、若しくは自宅近辺を乗降場所として、コースを設定します。また、ショートステイなどによる施設間の送迎にも対応します。（市内のみ）
- 一部業者委託（本場、分場それぞれ運転手1人）により、通所送迎と日中活動に係わる運行を実施します。

8 運営管理業務

(1) 苦情や要望の受付と問題解決

- 第三者委員2人と苦情受付担当者1人、責任者1人を置き、相談窓口を常時設置します。
- 利用者・家族、関係者に対し、施設長が苦情や意見の受付を行います。

- 定期的に第三者委員会を開催し、課題の検討・解決につなげます。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施するとともに、法人の虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会に統括施設長が参加し、虐待防止等に努めます。

(2) 運営委員会

- 理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画及び運営などについて検討します。

(3) サービス評価

- 3年に1度、外部機関からのサービス評価を受けていますが、令和7年度は施設独自の利用者・家族アンケートを実施します。

(4) 知的障害、自閉症支援の専門性向上【重点項目】

- 令和6年度の自閉症コンサルテーションを通じて、職員全体で同じ研修を受け、現場で助言を得ながら共有の知識を深めました。また、利用者理解のための研究や構造化された支援を実践し、日々検証と修正を重ねてきました。令和7年度もこれを継続しつつ、さらに多くの職員がチームとして熟練していくことを目指します。
- 国の中核的人材養成研修などにも挑戦し、専門性の向上に努めます。
- 職員間での対話を重ね、支援に対する共通の価値観を作り上げていきます。また、風通しの良い議論を通して職員同士が相互理解し、心理的な安心感をもとに利用者支援に当たることができる雰囲気づくりに努めます。

(5) 事業・建物管理

- 市の所管部署である障害福祉課及び法人総務課と連携して、円滑な運営に努めます。

(6) 危機管理体制の整備【重点項目】

- 事業継続計画（BCP）に基づき、自然災害・感染症に対する備えに努めます。利用者の安心・安全を守れるように消火器の扱い確認も含めた避難訓練や、感染症発生時および吐物等の処理時のシミュレーションを行います。災害備蓄品の整理・補充を定期的に行います。
- 事業継続計画（BCP）の内容について利用者家族に周知するとともに、災害発生時・緊急時の最適な連絡手段および情報共有の方法を検討して、その導入を進めます。
- 万が一の事故やケガ、病気の時も、利用者家族への連絡、病院受診のサポートも含めて、的確な緊急対応ができるように努めます。

(7) 安定した施設運営の検討

- 業務の効率化を図り、休憩時間の確保や時間外勤務の削減、休暇取得率の向上など、労働環境の改善に努めます。また、各職員の様々な場面での活躍を個別面談やミーティング等で振り返ることで、お互いに成長を実感してより意欲をもって働けるようにしていきます。

9 地域とつながる施設運営【重点項目】

- 自主製品の販売を通じて障がい福祉や施設運営への理解と協力を広めるとともに、市民や団体への会議室貸し出しや、地区協議会への出席を通じて地域の方々との良好な関係を築き、地域に根ざした施設としての役割を果たします。
- 公園清掃や周辺地域の美化活動など、地域の方に有益な活動を継続します。
- 地域の各団体からの受託作業を通じて、古紙回収・フードバンクなど、市内さまざまな場所で利用者が社会参加できる活動を継続します。
- 地域資源として希望の家が生かせる取り組みを創意工夫します。

10 その他

(1) ライフステージの変化に合わせた個別支援【重点項目】

- 利用者や家族の意向を踏まえて個別支援計画を作成（誕生月）し、半年ごとの面談で振り返りを行います。経年による生活状況、世帯状況なども丁寧に確認します。
- 利用者支援に役立てるため、基本情報シート、日常生活支援シートの整備を進めます。
- 強度行動障がいのある利用者や自閉症傾向のある利用者に対し、構造化された環境の設定、作業や自立課題を提供し、利用者が自ら始めて終わることができる活動を提供します。
- 希望の家3施設の垣根を越えて、利用者同士が交流できる機会の創出を図ります。

(2) 広報

ふくしの窓をはじめ市報、ホームページなどで随時施設の様子をお伝えしていきます。

種 類	回 数／内 容
月のお知らせ	月1回／利用者・家族・関係者向けの予定表とお知らせ
季刊誌	年3回／行事や活動の報告など
ふくしの窓、市報、ホームページ（社協HP内）	行事や活動の報告など

(3) 実習生・ボランティアや見学者の受け入れ

- 実習生・ボランティアなどを受け入れることで、施設への理解と協力を広げるとともに、外部の視点を運営に活かします。

第2 希望の家深大寺の管理運営

知的障がい者生活介護事業である希望の家深大寺の管理運営事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	希望の家深大寺管理運営事業	他	市		○

実施内容等

1 利用人数

利用定員（30人） 希望の家深大寺 20人		
利用日時	利用時間	月～金曜日 9:00～16:00
	休日	土日祝・年末年始

2 健康維持、教養娯楽活動、各種イベントなど

◎定例活動

活 動	回 数／内 容
ダンス教室 （講師による指導）	月2回／器具を使った柔軟運動やダンスなど
音楽教室 （講師による指導）	月2回／ピアノ伴奏に合わせた歌と楽器演奏
ジャンベ教室 （講師による指導）	月2回／アフリカ太鼓の自由な演奏
水泳教室 （講師による指導）	1人月1～2回程度（冬季を除く・希望制） ／水泳活動および水中ウォーキングなど
作業療法活動 （作業療法士による指導）	月2回／それぞれの能力に合わせた健康維持活動
ウォーキング	1人週2回以上／近隣及び公園等での30分～1時間程度の散策
美化活動（公園清掃）	1人週1回程度／施設周辺及び指定公園の清掃活動
ミニ調理	月1回／昼食及びデザート程度の簡単な調理活動
入浴	1人月1～2回程度（希望制）

◎イベント活動

活 動	回 数／内 容
日帰り旅行	年1回／中型バスで行楽地に行く予定
リフレッシュ活動	リフレッシュと社会経験を積む機会としてのグループ外出活動 （時期、回数、内容など未定）
運動会	年1回／福祉作業所等連絡会主催の運動会に参加
音楽鑑賞会	年1回／プロのJazz演奏者を招いての音楽鑑賞および交流
地域のつどい	年1回／自治会や他事業所等による模擬店出店など、施設を知って貰い、地域の方との交流する機会となる催しを実施
二十歳を祝うつどい	二十歳を迎えた利用者をお祝いする会
作品展示会	年1回／調布市文化会館たづくりみんなの広場にて、活動で作っ

	た作品による「希望の家手づくり展」を開催
その他の活動	年度末お楽しみ会、季節行事など

3 作業活動

各種生産及び作業活動を提供し、収入から工賃を支給します。法人としての地域とのつながりを活かして、利用者それぞれの能力にマッチした新たな作業活動開拓に努めます。

作業内容	企業からの受託	ねじの組立、医療検査器具封入など
	古紙回収	福祉施設、学校等から回収した古紙をリサイクル業者に納入
	広報紙等ポスティング	社協広報紙「ふくしの窓」隔月1回、地域活動情報誌じょいなす年1回（調布市福祉作業所等連絡会共同受注）
工賃		点数制で計算し、毎月20日口座振り込みにて支給 ※収支状況によっては一時金の支給もあり

4 昼食提供

- 配食業者と提携し、昼食（弁当）を提供します。
- 普通食に加え、低カロリー食や肉類除去食、アレルギー対応食のほか、軟飯、刻み食にも対応します。
- お楽しみ企画として定期的にレストラン等からのテイクアウトやカレーの日を設けます。

5 健康診断・健康管理

- 健康診断・健康管理を実施し、健康の維持を支援します。
- 家族・医療機関・その他関係機関との連携を強化し、健康維持に努めます。
- 衛生環境を整え、感染症対策に努めます。

種 類	回 数／内 容
健康診断（生活習慣病検診など）	年1回／身長、体重、問診、胸部X線、検尿、血液検査 40才以上は眼底、骨粗鬆症、心電図検査の実施
健康相談・問診（嘱託医）	年6回／嘱託医による利用者の健康管理と健康上の相談
体重・血圧測定（看護師）	月1回以上／年間を通して看護師による個別の健康管理を実施
歯科健診	年1回／健診、歯磨き指導を実施
インフルエンザ予防接種	年1回／希望者に実施

6 利用者及び家族支援など

(1) 当事者活動の支援

利用者、家族の当事者活動を支援するとともに、その意見を運営に反映させるために、利用者自治会、家族会の開催に協力します。

利用者の重度化や親の高齢化、時代の変化等により、それぞれの会の在り方も変化しつつあり、運営面でもサポートが必要となっています。利用者、家族の主体性を尊重し、今後の組織運営や活動について協力していきます。

団体名	回数／内容
利用者自治会	月1回／オンラインまたは集合型で、3施設の近況報告やイベントの報告などを行います。自治会から運営委員を1人推薦します。
家族連絡会 家族会	施設主催の連絡会（年2回予定）を開催し、報告や意見交換の場とします。また、連絡会後半の時間帯を活用した家族主催の会合や勉強会、交流会など、家族会の活動をバックアップします。 家族会からは運営委員を1人推薦いただきます。

(2) 利用者の家庭支援

- 継続した通所のため、地域生活の安定を図るとともに個別の状況に合わせ、生活上の問題解決に向けて関係機関と連携し支援します。
- 延長利用（日中一時支援）の提供等、求められるサービスを検討し、実施していきます。

7 送迎事業

- 自力通所が困難な利用者を対象に希望の家深大寺送迎サービス実施基準に基づき行います。
- 10人乗りワゴン車等を使用し、職員や送迎員（臨時職員、派遣職員）の運転・添乗で運行します。対象利用者それぞれの自宅（市内グループホームを含む）、若しくは自宅近辺を乗降場所として、コースを設定します。また、ショートステイなどによる施設間の送迎にも対応します。（市内のみ）
- 一部業者委託（運転手1人）により、通所送迎と日中活動に係わる運行を実施します。
- 安全運転管理者を選任し、安全運転の励行に努めます。

8 運営管理業務

(1) 苦情や要望の受付と問題解決

- 第三者委員2人と苦情受付担当者1人、責任者1人を置き、相談窓口を常時設置します。
- 利用者・家族、関係者に対し、施設長が苦情や意見の受付を行います。
- 定期的に第三者委員会を開催し、課題の解決につなげます。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施するとともに、法人の虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会に統括施設長が参加し、虐待防止等に努めます。

(2) 運営委員会

- 理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画及び運営などについて検討します。

(3) サービス評価

- 3年に1度、外部機関からのサービス評価を受けていますが、令和7年度は施設独自の利用者・家族アンケートを実施します。

(4) 知的障害、自閉症支援の専門性向上【重点項目】

- 令和6年度から引き続き、外部専門家によるコンサルテーションを受けることで、客観

的な視点と実践的な取り組みをもって、支援の見直し・再構築を進めていきます。また、これまでのコンサルテーションからの学び、および各職員が積み重ねてきた経験等を活かして、支援に対する考え方の統一化を図るとともに、支援の標準化を進めます。

- 公共性の高い法人の責務として、また市内セーフティネットの役割を担うことから培ってきた重度支援の経験値に基づいて、地域全体での障害理解および支援力向上にも果たしていけるよう努めます。

(5) 事業・建物管理

- 調布市障害福祉課及び法人事務局と連携して、円滑な運営に努めます。

(6) 危機管理体制の整備【重点項目】

- 事業継続計画（BCP）に基づき、自然災害・感染症に対する備えに努めます。利用者の安心・安全を守れるように消火器の扱い確認も含めた避難訓練や、感染症発生時および吐物等の処理時のシミュレーションを行います。災害備蓄品の整理・補充を定期的に行います。
- 事業継続計画（BCP）の内容について利用者家族に周知するとともに、災害発生時・緊急時の最適な連絡手段および情報共有の方法を検討して、その導入を進めます。
- 万が一の事故やケガ、病気の時も、利用者家族への連絡、病院受診のサポートも含めて、的確な緊急対応ができるように努めます。

(7) 安定した施設運営の検討

- 適切な人員配置となるよう財源確保に努めるとともに、経営状況を随時確認していきます。
- 業務の効率化を図り、休憩時間の確保や時間外勤務の削減、休暇取得率の向上など、労働環境の改善に努めます。また、各職員の様々な場面での活躍を個別面談やミーティング等で振り返ることで、お互いに成長を実感してより意欲をもって働けるようにしていきます。

9 地域とつながる施設運営【重点項目】

- 地域の自治会が行う「防災・防犯パトロール」などの行事への職員参加や、希望の家深大寺「地域のつどい」に自治会に関わっていただくなど、引き続き地域との交流を深めます。
- 北ノ台小学校地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）に参加し、避難訓練や様々な行事を通して地域との連携を図ります。また、当地区協議会による「朝市」では、出店参加だけでなく備品の貸出等も行なうなど、地域における公益活動を積極的に実施します。
- 施設の機能訓練室などを地区協議会運営委員会・地域の自治会・活動団体などに貸し出すことで、地域住民との交流を深めます。
- 地域資源として希望の家が生かせる取り組みを創意工夫します。

10 その他

(1) ライフステージの変化に合わせた個別支援【重点項目】

- 利用者や家族の意向を踏まえて個別支援計画を作成（誕生月）し、半年ごとの面談で振り返りを行います。経年による生活状況、世帯状況なども丁寧に確認します。
- 利用者支援に役立てるため、基本情報シート、日常生活支援シートの整備を進めます。
- 強度行動障がいのある利用者や自閉症傾向のある利用者に対し、適切なコミュニケーション手段や環境を創出し、利用者それぞれに合わせた活動を提供します。
- 希望の家3施設の垣根を越えて、利用者同士が交流できる機会の創出を図ります。
- 多様な視点や創意工夫で新たな活動への取り組みにも挑戦します。
- 身体機能の維持や、健康増進に向けた活動を積極的に取り入れていきます。
- 各職員が積み重ねてきた経験値を共有し、最良な支援を継続していけるようにします。

(2) 広報

ふくしの窓をはじめ市報、ホームページなどで随時施設の様子をお伝えしていきます。

種 類	回 数／内 容
月のお知らせ	月1回／利用者・家族・関係者向けの予定表とお知らせ
季刊誌	年3回／行事や活動の報告など
ふくしの窓、市報、ホームページ（社協 HP 内）	行事や活動の報告など

(3) 実習生・ボランティアや見学者の受け入れ

- 実習生・ボランティアなどを受け入れることで、施設への理解と協力を広げるとともに、外部の視点を運営に活かします。

第4部 調布市こころの健康支援センターの運営

I 事業方針

第1 現状と課題

毎月30人を超える新規相談は継続しています。こころの病に起因する若者の相談の他、離職により社会とつながりがいない状態の方、育児や家事のサポートの必要な方からの相談、そしてまだ医療にはつながっていないが、発達障がいや精神疾患をご自身でも疑われて相談される方など様々です。そうしたご相談に対し、身近な相談機関としての役割を担うための事業運営を行ってまいります。

また社会問題の複雑さから支援ニーズの多様化が進んでいます。医療機関や行政をはじめ、若者支援や就労支援機関など様々な福祉サービス事業所とともに連携した支援を行い、地域の力を活かしながらその方らしく、安心した生活が送れるように取り組んでまいります。

第2 基本方針

相談支援と生活訓練事業、デイ事業、計画相談事業、就労支援事業、本人・家族支援事業、普及啓発事業等を一体的に実施し、市民のメンタルヘルスの課題や精神保健福祉の推進について、様々な機関と連携して取り組みます。

第3 重点項目

1 通所につながりにくい方へのアプローチの充実

福祉制度やサービスに結び付きにくい相談が増えています。相談支援とあわせて、個別性をもたせた居場所づくりやボランティアクラブをはじめ地域において自身が役に立てる、活躍できる機会の充実を図ります。多様なニーズに対して、プログラムといった形にこだわらずインフォーマルな資源の活用、地域団体、大学、企業などの連携により、その方が現状から1歩踏み出せるようなアプローチや機会の創出に努めます。

2 当事者の自主性や想いを発展させた機会、場の創出

センターにおいて利用者がボランティア活動や地域イベントにおいてプログラムや事業として地域に出向いていく機会が増えてきました。そうした利用者の能動性や想いをさらに発展できるように、当事者同士の自主的な活動を行う機会、組織化へのサポートを行い、当事者活動の活性化を図っていきます。

3 生活訓練の再編成後の各グループの特色を生かした展開

令和6年度グループワークの検討プロジェクトを発足し、5つのグループワークの対象や内容を再編成しました。新たに検討された若者のグループや地域活動などへの参画を意識したグループなど、そのグループの特色を生かした活動を取り組みます。またデイ事業では新たに夕方の時間に個別性をもって過ごせるプログラム

を開始し、生活訓練事業のグループワークと連動できるような仕組み作りを行います。

4 社会情勢の変化に対応した就労支援、および生活面との一体的な支援

企業が障害者を採用する法定雇用率の上昇、当事者が働くことに関して適切に方向を定められることを目的とした就労選択支援事業の開始など社会情勢は変化しております。また就労という切り口のみならず、生活や本人のやりがいも視野に入れた支援を目指します。そして利用者と企業の架け橋として、相互理解や利用者が企業就労のイメージが持つことができるような実習、職場体験の機会を充実させていきます。

5 支援の充実をはかるためのシステム導入も見据えた事務の効率化

支援件数の増加に伴って必要な事務処理も比例して増えております。相談や通所での支援時間を確保し、充実させていくためにも事務の効率化が求められてきます。同時に個人情報の管理方法、セキュリティ対策を考慮しながら、記録や報告のウエイトを緩和できるようにシステム導入の検討・実施を図れるように進めます。

II 事業計画

調布市から委託された精神保健福祉事業の運営計画です。

1 こころの相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市こころの健康支援センター	他		市	○

調布市民を対象に、精神障がい者や発達障がい者の福祉及び市民の精神保健福祉に関する相談を受け付けます。

目標と方針

- こころの健康に関する幅広い年齢層の複合的な相談をお受けし、特性に応じて配慮し、見通しがつきやすい支援を心掛けます。また、支援を必要としている本人に寄り添いながら医療や福祉につなげる役割を果たします。
- 未受診の方やその家族の方にセンターの役割や情報提供ができるような機会を設け、実施いたします。
- 家族の本人への関わり方、将来の不安等、親亡き後の不安を解消出来るよう、家族相談支援の質の向上を目指します。
- 専門性の向上とメンタルヘルスの観点から職員に向けて研修や事例検討会、個別進行会議、精神科医等のスーパーバイズを継続していきます。専門性の向上のためキャリアアップの体系化を図ると共に、利用者に関わる際の不安な気持ちや意見を共有しあえる職場の風土を大切にし、より良い支援を目指します。

- 増加する相談対応の時間確保及び支援の充実を図ることを目的に相談支援にかかる記録や報告作成などの事務負担軽減のため、システム導入について検討・実施できるよう進めていきます。

実施内容等

事業名	実施日（回数）	内 容
精神保健福祉相談 ・ 個別支援	月～土曜日 8：30～17：30	精神保健福祉に関する相談及び精神障がい、発達障がいのある人等への面接相談、同行・訪問支援等の個別支援
事例検討会	年 12 回	嘱託医、保健所、東京都医学総合研究所、障害福祉課等の参加により利用者支援を検討
心理相談	年 6 回	臨床心理士による専門相談と心理検査、職員への指導助言
個別進行会議	月 4 回	利用者一人ひとりの支援状況を職員間で共有
スーパーバイズ	年 6 回	個別相談担当に向けた東京都医学総合研究所職員からの個別スーパーバイズの実施

2 生活訓練事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	生活訓練事業			市	○

精神障がい、発達障がいのある人を対象に、自立生活や就労を目標とする訓練を行います。

目標と方針

- これまでのグループワークの在り方を見直し、令和7年度より新しいグループ編成を導入します。利用者や社会のニーズに合わせて、各グループの特色を活かした活動を実施していきます。
- 個別支援計画を作成し、自立や社会参加、就労等、本人の目標や目的にあったプログラムを選択利用できるように支援します。
- 集団参加に自信のない方に対する個別プログラムに取り組みます。
- 基本的な生活動作や外出する力をつけるために訪問支援を行います。
- 本人と定期的にモニタリング（振り返り）を行い、将来の目標を意識しながら次のステップに向けて準備をしていきます。

(1) グループワーク

5つのグループがあり、固定したメンバーで、自立と社会参加に必要な力をつける訓練を行います。

(2) 選択制プログラム

対人関係や生活技能など、自立と社会参加に必要な力をつけるため目的に応じて各種のプログラムを行います。

(3) 個別スペース

集団参加に自信のない方を対象に安心して利用できる訓練の場所を提供します。

(4) デイルーム利用

計画的なデイルーム利用により、仲間との交流、コミュニケーション力の向上、生活リズムの改善に役立てます。

(5) 合同プログラム

就労支援事業と合同で開催し、ビジネスで活用できるパソコン教室や、就労準備プログラム等、就労に必要な力をつけるプログラムを実施します。

(6) 訪問支援

外出困難な方に限らず、通所可能な方も含め、それぞれのニーズに合わせた訪問支援を行います。

実施内容等

	実施日時等	内容
グループワーク	① オリーブ 火曜日 13:30~15:30 ② タイム 水曜日 10:00~12:00 ③ ジャスミン 木曜日 10:00~12:00 ④ ミント 金曜日 10:00~12:00 ⑤ シナモン 金曜日 13:30~15:30	① 概ね 30 歳までの方を対象。まずは同世代の方とのコミュニケーションを図る。 ② 色々な世代の方と関わりたい方。隔月 SST 実施。 ③ 女性中心のグループ。 ④ 就労を意識したグループ。対外的なボランティア活動、施設・職場見学。 ⑤ 午後から通所。ボランティア活動を 3 か月に 1 度実施。 ※④以外では、その他にスポーツ、レクリエーション等のプログラムを通じたコミュニケーション訓練を実施。
選択制プログラム	年間を通じて計画的に実施	各回の申込みにより各種訓練を実施。 ・ SST、作業所見学等の自立と社会参加に必要な力をつける訓練 ・ パソコン教室、手工芸、書道、うたごえ喫茶、アロマ、ヨガ、卓球、ストレッチ体操、ゲーム、イラスト等 ・ ユースプログラム、ママカフェ等共通項を軸としたゆるやかな場 ・ 地域イベントへの参加、ボランティアとしての参画 ・ コスモス 夕方から通所可能なプログラムをスタート、個別活動が中心

個別スペース	月～金曜日 9:00～16:30	個別スペースで、パソコン、切手仕分け作業等の個別作業で集中力や疲労度を把握する訓練
デイルームの利用	月～金曜日 9:00～16:30	コミュニケーション能力の向上、生活リズムの改善
合同プログラム	月～金曜日 9:00～16:30	ビジネスパソコン、就労準備プログラム等就労に必要な力をつける訓練
個別進行会議	月4回	受け入れや支援に関する検討会議

3 デイ事業

精神科等に通院していて、精神障がい、発達障がいがあり、主治医の意見書がとれる方を対象に、仲間との交流や生活リズムの改善等、生活を豊かにすることを目標に支援します。

デイ事業登録者は、選択制プログラム、合同プログラム、個別スペース、デイルームの利用が可能です。(P83 2 生活訓練事業(2)～(5))

目標と方針

- ひきこもりがちな生活から外出する第一歩、生活リズムの改善、就労準備等、一人ひとりのニーズとペースに合わせた支援を行います。
- 子育て「ママカフェ」や若者「ユースプログラム」等、ライフステージを共通項としたプログラムや、「ゲームクラブ」や「鉄道クラブ」等、嗜好を共通項としたプログラムを通して、安心して参加できる居場所を提供します。
- 「ボランティアクラブ」やグループワークにおいて、活動の場をセンターのみならず、地域にも広げて活躍できるような機会や、当事者同士の自主的な活動を行う機会も支援してまいります。
- 令和7年度より、日中活動が難しい方の第1歩として、夕方から通所可能なプログラムを新設します。

実施内容等

P84～85 の選択制プログラム、個別スペース、デイルームの利用、合同プログラム、個別進行会議と同様。

4 障害者就労支援事業 <<就労支援室ライズ>>

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	調布市こころの健康支援センター障害者就労支援事業			市	○

精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方を対象に、主に障害者雇用での企業就労を支援します。また、障害者雇用をしたい企業への支援にも取り組みます。ハローワーク、職業訓練機関、福祉サービス事業所、医療機関等と連携します。

目標と方針

- 就労経験が浅い方や短時間で働けることができる方の相談が増えています。企業が求めるスキル体験や、働く場面を見学することで、イメージをもって踏み出すことができる機会の創出を目指していきます。
- 「就労生活を継続しながら、仲間と支え合うことができる居場所を作りたい」という相談を受け、当事者自身のより良い豊かな生活を目指して、地域の中でできることを一緒に模索していきます。
- 就労支援と共に住まい、家族関係、親の介護等、生活上の困りごとも含め、相談者が自分らしく豊かな社会生活を送るための支援を心掛けていきます。
- 就労支援研修の参加や就労支援機関との勉強会、ケース共有の場の活用等、専門性の向上を目指し、学びを継続していきます。
- 日々の支援記録は大切な仕事で、かなりの時間を要しています。担当者が変更になっても、組織として安定した支援ができるよう、システム導入を検討していきます。

実施内容等

項目		対象者	実施日時／内容
① 就労相談支援		主に市内在住の精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいのある方で、概ね 18～65 歳の精神科等に通院しており、就労を希望している方	就労に関する相談、情報提供 ・自分に合った働き方や仕事に関する相談 ・訓練施設等の紹介・情報提供
②就労準備支援	面接		働くために必要な支援 ・就労に向けた自己理解の整理 ・障害特性の把握
	個別スペースの利用		月～金曜日 9:00～16:30 ・就労に向けた準備、自主ワーク ・利用日時は担当と調整
	就労準備プログラム		年間を通じて計画的に実施 ・ハローワーク職員の話、企業見学会 ・就労中のメンバーの体験談 ・強み・弱みを把握するためのグループワーク
② 就職活動支援		雇用を検討しているまたは雇用している企業	求職活動における支援 ・ハローワークと連携した求職活動及び同行支援 ・企業面接等への同行支援 ・応募書類作成の相談支援、模擬面接
④職場定着支援	面接 職場訪問		就職後の職場定着支援、企業との連携・調整 ・定期面接による近況の聞き取り ・職場訪問による企業担当者との情報共有
	プログラム		・就労プログラム・就労ミーティング 毎月おもに最終土曜日 14:00～16:00

			情報や意見交換、外出企画、スポーツ、ハンドクラフト、クリスマス会、音楽鑑賞、ストレッチ体操、勉強会等 ・就労 SST 年 6 回土曜日実施 14:00～16:00 職場におけるコミュニケーションプログラム
⑤生活支援			就職活動や就労継続のための生活支援 ・受診同行等を通じた体調管理 ・生活リズムの改善 ・金銭管理、住まい ・家族支援
⑥ 企業支援			企業からの雇用や定着に関する相談 ・仕事の切り出し ・障害特性の把握、対応の工夫 ・企業セミナーの開催（市内就労支援機関共催）
⑦連絡会の開催及び出席		職員	各会議ともに年数回実施 ・調布市障害者就労支援実務者会議（事務局） ・調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会 ・障害者雇用連絡会議（ハローワーク主催） ・多摩地域障害者就労支援事業連絡会（任意の会） ・東京都障害者就労支援関係機関意見交換会（東京都主催） ・多摩職業リハビリテーションネットワーク情報交換会 ・多摩北部ブロック就労支援を考える会（たまほく） ・全都ネットワークの会
⑦ 職員研修			・相談支援、就労支援に関する各種研修 ・ハローワークとの勉強会（履歴書作成、面接対策、雇用保険、制度理解等） ・就労支援機関との合同勉強会

5 発達障害者支援事業《ぼぼむ》

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	調布市こころの健康支援センター発達障害者支援事業			市	

発達障がいに関する相談、生活訓練やデイ事業、就労支援において、ご本人の特性に応じた対応を行います。

目標と方針

- 発達障がいがある方の特性を把握するために、行動観察を通した正確なアセスメントを行います。必要に応じて心理検査も実施します。
- アセスメントに基づき、それぞれの特性に合わせた支援を行います。
- 特性やご本人のニーズに合わせた SST を実施し、対人関係の形成・維持につながるコミュニケーション方法を獲得することで、社会参加に自信を持つことができるよう支援します。
- 地域において、発達障がいの特性への合理的配慮、環境整備が進むよう普及啓発事業を実施します。
- ライフステージや生活の変化があるなかでも、切れ目のない支援ができるよう、各関係機関との連携を強化します。
- 未受診でも、発達障がいではないかと不安な方やご家族の方の相談も受けつつ、適切な情報提供等の発信も行います。

実施内容等

名 称	対 象	実施日	内 容
カモミールの会 (当事者茶話会)	発達障がいのある登録利用者	月 1 回	発達障がいのある利用者同士の情報交換・交流の場
SST テキストコース	主に発達障がいのある登録利用者	年 3 クール (1 クール 3 回)	特性・ニーズにあわせたコミュニケーションの練習
発達障がい講演会	利用者、関係機関、市民	年 1 回	発達障がいへの理解を促進する

6 指定特定相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	指定特定相談支援事業	○			

精神障がい者（児）、発達障がい者（児）が地域で安心安全な、その人らしい生活を送るために適切なサービス利用ができるようにサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

目標と方針

- 障がい者（児）福祉サービスの利用に必要となる、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成するとともに、計画の進捗状況を確認するモニタリングを実施します。
- 丁寧なアセスメントとニーズの把握を行い、ご本人の持つ力を発揮しながら自立した生活を送れるよう支援します。
- サービス等調整会議の実施等によって、関係機関同士の連携を図ります。
- 既存の社会資源の活用だけでなく、新たな資源開発の意識をもって努めます。
- 調布市主催「福祉サービスあり方検討会」や、内部の事例検討会、内部研修や研修動画

を活用し、本人主体の質の高い支援が継続的に提供できる体制を整備します。

7 本人・家族支援

家族相談や学習会等家族への支援を充実するとともに、当事者同士が学びあい、支えあう関係作りを支援します。また、調布市精神障害者家族会「かささぎ会」への支援を行います。

目標と方針

- 利用者家族と調布市精神障害者家族会会員を対象に、定期的に学習会を開催し、医療や福祉制度のことや病気等に関する理解を深め、家族同士で情報交換できる機会を作ります。
- 利用者自身の体験談を発表することや、話を聞く機会を設けます。
- 参加者に、どのようなテーマを取り上げてほしいかアンケートを実施し、参加者の興味・関心のあるテーマを取り上げていきます。
- 当事者自身が、体験談を伝えられる場や地域の交流の場に参加、活躍できるような機会を創出していきます。

実施内容等

名 称	対 象	実施日	内 容
家族学習会	センター利用者の家族 調布市精神障害者家族会（かささぎ会）	年 10 回	医療や福祉の制度のことや病気、コミュニケーション等の学習会、当事者からの体験談報告、茶話会等の交流会
家族会との連携	調布市精神障害者家族会（かささぎ会）	年 1～2 回	・懇談会 ・学習会、情報誌の連携
当事者の活躍の場	センター利用者	年数回	・地域イベントへのボランティアや各種プログラムへの体験談

8 普及啓発事業

市民及び専門職に精神保健福祉の正しい知識や理解を深める機会を提供します。

目標と方針

- 精神障がい、発達障がい等に関する情報提供や、学習の機会を提供します。
- 広報誌「CoCo だより」では、初めて見る方にもセンター紹介が出来るような情報や、事業協力者や当事者、家族会、ボランティア団体の活動紹介などを盛り込み、調布市の魅力的な保健福祉の情報を掲載した紙面作りに努めます。
- ひきこもりがちな利用者、センターに来所ができない状態の方には広報誌を郵送し、関

わりを継続できるよう努めます。

- ホームページにアクセスする方が、必要な情報をより得やすいサイトになるよう適宜更新に努めます。
- オンラインツールを活用するなど、希望者が参加しやすい形での講演会を実施します。
- 昨年度初めてまだセンターを利用されていない方のご家族やすでに利用されている方のご家族向けに実施したセンター事業説明会を令和7年度も継続して開催できるよう検討します。

実施内容等

	対象者	実施日時	内容
講演会の開催	市民・関係機関等	年4回	就労・病気等
『CoCo だより』の発行	利用者・関係機関及び市民	年6回 偶数月1日発行	約1600部発行 センターの活動紹介、地域資源の情報
ホームページによる情報提供	利用者・関係機関及び市民	随時	活動紹介、講演会案内等
作業所製品販売	市民	月～土曜日 9:00～17:00	調布市作業所等連絡会の菓子販売協力

9 地域との連携

市内の精神保健福祉関係機関や地域の市民団体と連携し、地域に根ざした運営を行います。

目標と方針

- 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」としての機能を高められるよう、調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の事務局として地域課題を共有し、支援に活かすことのできる実践報告や勉強会等を企画、実施してまいります。また、ネットワーク連絡会所属の施設見学会を通して、各機関の理解を深め、顔の見える関係作りを進めます。
- 布田地区小地域交流事業と共催で、施設の地域開放、近隣住民との交流のために、「調布市こころの健康支援センター地域のつどい」を開催します。
- 地域の中で利用者がやりがいを持って活躍できる場を増やせるよう、検討していきます。
- 講演会の開催や事業へのボランティア参加を通じて、精神保健福祉への理解を促進します。
- ボランティアや当事者の参加により運営されている、社会福祉協議会「ひだまりサロン事業」に協力します。
- 事業報告書等を関係機関に配布し、センター事業の役割・効果について周知を図ります。

実施内容等

名 称	対象者	実施日	内 容
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会事務局	精神保健福祉及び発達障がい関係機関	世話人会年4回 連絡会年4回	関係機関の学習会及び情報交換、地域課題の抽出、共有（事務局）
地域のつどい・布田わくわくひろばまつり	地域住民・利用者・ボランティア	行事：年1回 会議：年6回	地域住民、学校との交流、利用者も参加した活動機会の提供、センター事業の普及啓発
布田小地区ハッピータウン協議会（地区協議会）	地域住民	行事：適宜 会議：年6回	運営委員として参加
自治会事業への協力	地域住民	随時	自治会イベントへの協力
サロン「木洩れ陽」	精神障がいのある人・近隣住民	月2回	ボランティアと昼食を食べながら交流
サロン「CoCo オアシス」	精神障がいのある人・近隣住民	月1回	ボランティアとお茶やお菓子で交流
団体室の貸出	市内精神保健福祉機関・隣接自治会	日曜・祝祭日・年末年始を除いた日 9:00～21:00	利用団体の活動に関する会場提供

10 運営管理業務

(1) 調布市こころの健康支援センター運営委員会

- 事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

(2) 苦情・相談窓口

- 法人の定める要綱に従い、サービス利用に関する苦情受付担当者と苦情解決責任者を定め迅速な対応を心掛けます。

(3) 危機管理体制の整備

- 利用者の安心安全を守るように、事故の未然防止と的確な緊急対応に努めます。

(4) 職員の資質の向上

- 精神保健福祉、発達障がい、ひきこもり支援に関する専門性を向上するための研修及び法内施設を運営していく上で必要な全体研修を実施してまいります。
- 精神科医師、保健師、臨床心理士、作業療法士の指導助言により専門性を向上します。

(5) 事業・建物管理

- 障害福祉課、健康推進課、公益社団法人シルバー人材センター等、関係機関と連携して、円滑な運営に努めます。

実施内容等

事業名	対象者	実施日	内 容
運営委員会の開催	運営委員	年3回開催	事業運営についての協議、意見交換
避難訓練の実施	センター利用者・職員	年4回実施	利用者も参加して避難訓練の実施

1-1 調布市福祉人材育成センター

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	調布市福祉人材育成センターの運営		市	市	○

(1) 福祉人材の養成

福祉で働くための入門的な資格研修を実施し、市内で活躍できるよう情報提供や就職説明会を行います。

目標と方針

- 資格研修について市民にわかりやすい形で情報提供を行います。
- 資格研修受講者が資格取得後に活動できるように支援します。
- 障がいや福祉について発信できる当事者を養成する研修を行います。

実施内容等

① 資格研修等

事業名	実施回数	内容
介護職員初任者研修	年1回	介護の入門的資格研修
同行援護従業者養成研修 (一般・応用課程)	年1回	視覚障がい者のガイドヘルパーの資格研修
重度訪問介護従業者養成研修 (基礎・追加課程)	年1回	重度肢体不自由者等の介護の資格研修
知的障がい者(児)移動支援従業者養成研修	年1回	知的障がい者のガイドヘルパーの資格研修
行動援護従業者養成研修	年1回	常時介護が必要な知的・精神障がい者の行動上の安全を支援するガイドヘルパーの資格研修
医療的ケア支援者養成研修 (特定の者)	年2回	介護職員等によるたんの吸引等の研修(特定の者対象)
医療的ケア児等支援技術向上研修	集合：年2回 派遣：随時	医療的ケア児等の支援を行う職員のフォローアップ研修
障がい当事者講師養成研修	年1回	障害理解について発信するための当

		事者講師の養成研修
--	--	-----------

② 就労支援

事業名	実施回数	内容
福祉のしごと相談・面接会	年1回	市内福祉事業所の合同就職相談・面接会 (東京都福祉人材センター、ハローワーク 府中共催)

(2) 専門性の向上

福祉職としての経験年数や職層に応じた階層別研修や専門性を向上するためのテーマ別研修を行います。

目標と方針

- 内容に応じてオンデマンド配信（録画配信）等の多様な方法で研修を実施します。

実施内容等

① 階層別研修

事業名	対象	実施回数	内容
階層別研修 (新任職)	市内福祉事業所職員	年2回	福祉職員として基本姿勢、ビジネス マナー、社会資源について
階層別研修 (中堅職)		年2回	組織のなかでのリーダーシップ、コ ミュニケーション、後進の育成
階層別研修 (チームリーダー)		年1回	チームリーダーに求められる役割 等について

② 専門研修

事業名	対象	実施回数	内容
テーマ別専門研修	市内福祉事業所職員	年6回	虐待防止、福祉制度等

(3) 市民参入に向けた普及啓発

福祉に関する理解を広め、地域の中に福祉と関わる人材を増やします。

目標と方針

- 当事者参画のもと、福祉や障がいの普及・啓発を行います。
- 年1回、継続的に実施してきたヒューマンライブラリーについて、地域のイベントやお祭り等でも取り入れられるよう、働きかけを行います。
- 市内福祉事業所の求人情報をホームページで提供します。

実施内容等

事業名	対象者	実施回数	内容
イベント	市民、関係機関等	年1回	障がい当事者による普及啓発イベント

ホームページ	市民、関係機関等	常 時	福祉に関する求人情報及び研修情報の提供
広 報	市民、関係機関等	随 時	資格研修に関する情報提供

(4) 事業所あるいは職員間のネットワーク形成

「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催し、市内福祉事業所で働く職員の専門性の向上とネットワーク形成を目指します。

目標と方針

- 市内福祉職が実践から学びあう機会を作ります。

実施内容等

事業名	対象者	実施回数	内容
ちょうふ福祉実践フォーラム	市内福祉事業所職員等	年1回	福祉的実践の報告